

2024年度
職員番号

令和6年度

防 災 計 画



徳島県立城東高等学校

目 次

徳島県立城東高等学校防災計画の概要

- 第1 総 則
- 第2 防災対策組織について
 - 1 防災対策委員会
 - 2 学校災害予防管理組織及び防災対策
 - 3 学校災害対策本部
- 第3 各災害時の対応
- 第4 避難所運営支援
- 第5 学校教育活動の再開
- 第6 防災教育及び防災訓練
- 第7 学校防災計画の生徒及び保護者への周知徹底
- 第8 地域社会との連携
- 第9 学校防災計画の継続的改善

< 学校防災計画に必要な書類 >

- ・ 防災対策委員会編成表（表1）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ・ 学校災害予防管理組織表（表2）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ・ 学校災害対策本部編成表（表3）・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ・ 点検チェック票（表4）・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ・ 教職員の緊急時連絡体制（表5）・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ・ 災害発生時における被害報告連絡体系図・・・・・・・・ 14
- ・ 各災害に対する対策検討シート・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ・ 備蓄物品管理表・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- ・ 地震・津波発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ・ 大アリーナへの避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- ・ 火災発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- ・ 防火機器等配置図・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- ・ グラウンドへの避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ・ 風水害等発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- ・ 弾道ミサイル等に係る危機対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- ・ 「南海トラフ地震臨時情報」発生時の学校における対応方針・・ 32
- ・ 避難所運営支援計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営・・・・・・・・ 44
- ・ 学校教育活動の再開に向けての計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- ・ 防災教育及び防災訓練についての年間計画・・・・・・・・ 49

- < 南海トラフ地震防災規程 >・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

徳島県立城東高等学校防災計画

第1 総 則

1 目 的

この計画は、防災管理について必要な事項を定め、地震・津波、火災、風水害等の災害の予防を図り、災害発生時の生徒並びに教職員の生命・身体の安全を確保し、また被災した地域社会の安全形成を支援し、早期の学校教育活動の再開に向かうことを目的とする。

2 基本方針

- (1) 生徒及び教職員の生命・身体の安全を第一とし、各災害種別に応じた災害に対する備え、避難方法、生徒の登下校・学校待機・保護者への引き渡し等の対応方法を策定する。
- (2) 教職員の役割を明確にし、各災害時に対応した具体的行動計画を策定することにより、各災害より生徒の安全を確保し、地域住民の安全確保のための支援を行う。
- (3) 防災教育・防災訓練を実施し、生徒の災害に対する対応能力・判断力・行動力を育む。
- (4) 地域防災組織及び保護者等との密接な連携を図り、生徒の安全の確保に努めると共に、学校が被災した場合の学校を再開させるための日程、作業内容について計画し、早急な学校教育活動の再開を目指す。

第2 防災対策組織について

1 防災対策委員会

(1) 防災対策委員会の設置

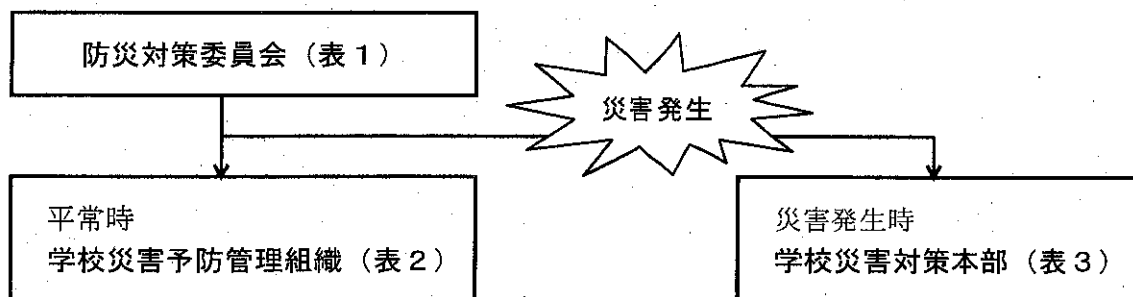
災害発生時に備え、防災対策を総合的に計画・実施し、安全確保に万全を期するため、校長を委員長とする防災対策委員会（表1）を設置する。また、その下に、平常時の対応組織として学校災害予防管理組織（表2）を、災害時の対応組織として学校災害対策本部（表3）を編成する。

(2) 審議事項

防災対策委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- ① 防災計画、消防計画の立案及び変更に関する事
- ② 生徒の安全、保護及び管理に関する事
- ③ 学校の施設、設備の管理及び点検・整備に関する事
- ④ 避難施設及び消防用設備等の維持管理に関する事
- ⑤ 防災に関する組織の運営に関する事
- ⑥ 地震・津波、火災、風水害等の災害の対策に関する事
- ⑦ 防災教育及び防災訓練とその実施方法等に関する事
- ⑧ 緊急時の情報連絡体制の整備に関する事
- ⑨ その他防災管理に関する事

(3) 各組織の役割と組織図



2 学校災害予防管理組織及び防災対策

平素における災害等の防止並びに生徒及び校舎の安全確保、管理を図るため、学校災害予防管理組織（表2）を編成し、防災管理者（防火管理者を充てる）を置き、次のとおり役割を分担する。

(1) 防災管理者（防火管理者）には副校長・教頭を充てることとし、次の業務を行うものとする。

- ① 防災及び消防計画の作成、検討及び変更
- ② 施設・設備の管理並びに火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- ③ 消防用設備等の点検設備の実施及び監督
- ④ 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- ⑤ 増改築、修繕等の工事時における火災予防上の指導
- ⑥ 生徒、職員に対する防災教育及び各種訓練の年間計画の作成と実施指導
- ⑦ 校長に対する防災・防火等の管理上の助言報告
- ⑧ 教育委員会との防災・防火等の対策に関する事務の推進
- ⑨ その他防災・防火等に関する必要な業務

(2) 防災管理者（防火管理者）は、次の業務について、消防署への報告、届出等を行うものとする。

- ① 消防計画の提出
- ② 建物及び諸設備の設置又は変更に伴う諸手続
- ③ 増改築、修繕等を行うときの事前連絡
- ④ 消防用設備等の点検結果の報告
- ⑤ 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告
- ⑥ その他法令に基づく諸手続

(3) 施設管理責任者は、次の業務を行うものとする。

- ① 担当区域内の箇所責任者に対する業務の指導及び監督
- ② 自主点検検査
- ③ 防災管理者（防火管理者）の補佐

(4) 箇所責任者は、次の業務を行うものとする。

- ① 担当区域内の火気管理
- ② 担当区域内の諸施設・設備の管理及び整備並びに器具等の維持管理
- ③ 地震等に備えた安全措置等の維持管理
- ④ 担当の施設・設備の自主点検検査
- ⑤ 施設管理責任者の補佐

(5) 建物等の自主点検検査は、次によるものとする。

① 点検検査の時期

検査対象	検査月日、回数
建築物	随時
火気使用設備器具	始・終業時各1回
危険物施設等	随時
電気設備	6か月1回以上

② 日常の自主点検検査（表4）

③ 定期の // （表5）

④ 校長は、点検結果による不備欠陥事項については速やかに改修等の処置をする。

⑤ 学校防災計画にかかる備品・施設の点検は毎月1回、防災教育及び防災訓練の自己評価は実施後に、学校防災計画についての自己評価・見直しは、必要に応じて随時実施する。

(6) 消防用設備等の点検は次によるものとする。

① 消防用設備等の法定点検は、機器点検を6か月ごとに、総合点検を1年に1回実施するものとし、専門的知識及び資格を有する者（点検設備業者）が実施し、防火管理者はこれに立ち合う。

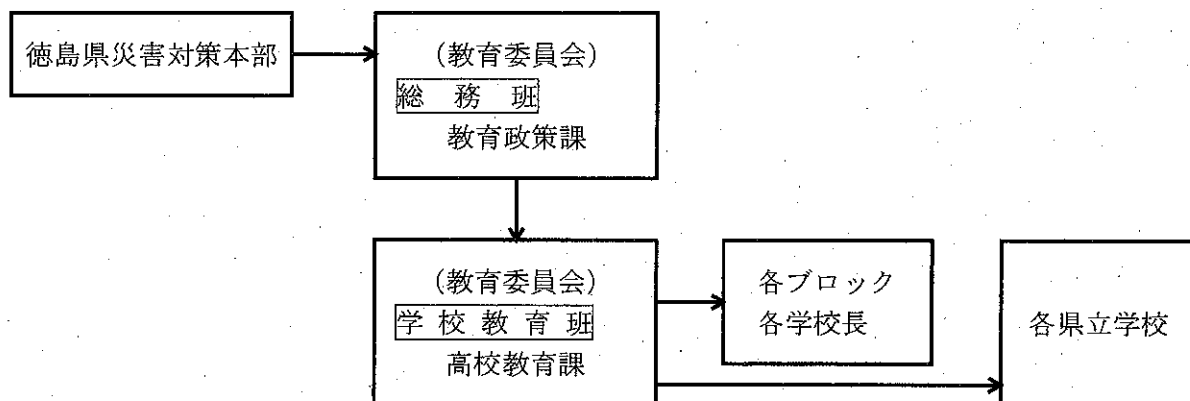
消防用設備等の種類	消火器具，屋内消火栓設備，自動火災報知設備，ガス漏れ火災報知設備，非常放送設備，避難器具，誘導灯及び誘導標識，防火扉，シャッター		
機 器 点 検	(3 月) - (月)	総合点検	(8 月)
点検実施者(委託業者名)	株式会社 ティビィケイ		

② 消防用設備等の自主点検は，防災管理者，施設管理責任者，箇所責任者が平素に随時行う。
(7) 防災管理者は，避難経路図を作成し生徒及び教職員に対して避難経路の周知徹底を図る。避難経路図は，屋外に通じる避難経路図を明示したものとし，各階ごとの消防用設備等の配置状況についても明示しておく。

(8) 防災管理者は，次の情報連絡体制を整備する。

① 災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため，教育委員会，地域防災関係機関との情報連絡手段・体制の整備を図る。

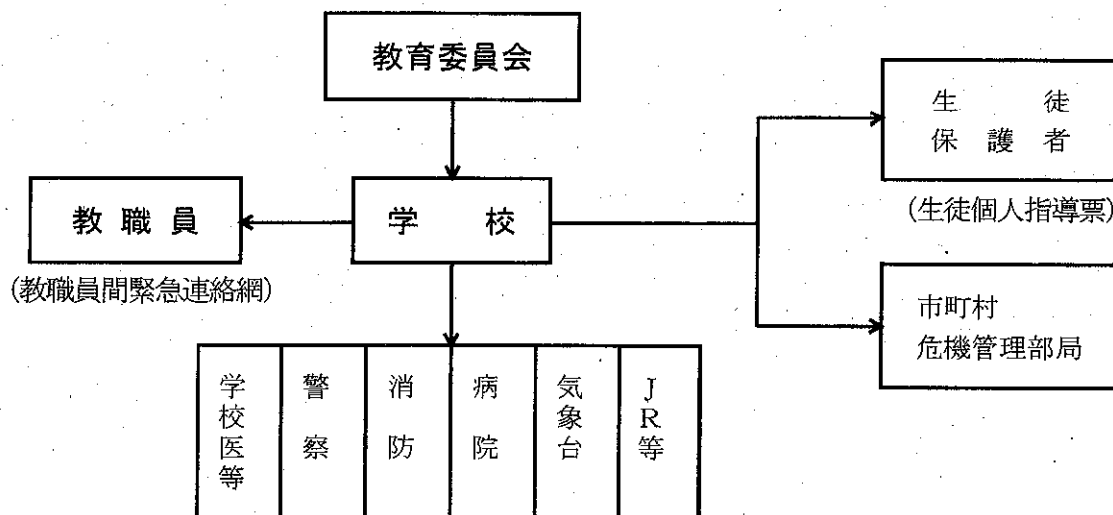
ア 本部から学校への緊急連絡体制



注：教育委員会と各学校との緊急連絡方法は，上図のとおりとするが，緊急の度合いに応じ直接的な連絡方法をとるものとする。

② 災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため，教職員間，学校と保護者・生徒との情報連絡体制の整備を図る。また，学校と地域災害対策担当部局との災害時における情報連絡体制を整備する。防災無線などを設置している場合は，その活用を図る。

ア 学校の緊急連絡体制



- ③ 教職員間の緊急時連絡系統図は、(表6)のとおりとする。
- ④ 生徒等の緊急時連絡系統図は、別表のとおりとする。
- (9) 防災管理者は、災害発生に備え、必要な品目等を所定の場所に準備、保管する。
 - ① 救急救助用備品 ② 人員点呼用備品 ③ 安全確認・誘導用備品
 - ④ 情報収集・通信用備品 ⑤ 消火用備品 ⑥ 飲料用備品 ⑦ その他

3 学校災害対策本部

災害が発生、または発生するおそれがある時は、災害に迅速、適切に対応し、防災の推進を図るため、校長を本部長に、副校長・教頭を副本部長として、学校災害対策本部を設置し学校の防災及び避難所支援に当たるものとする。

- (1) 学校災害対策本部の組織形態及び業務については、(表3)のとおりとする。
- (2) 職員の配備体制については、徳島県災害対策本部運営規程に従い、配備編成計画(表3-1)を作成する。
- (3) 学校災害対策本部の設置基準については、徳島県災害対策本部の設置基準を原則とし、状況に応じて、校長が決定する。(表3-3)

第3 各災害時の対応

各災害時における教職員及び生徒等の対応については、地震・津波、火災、風水害の災害ごとに想定される場面別に、具体的に本書に記述した(P17~)。

第4 避難所運営支援

災害時において学校が避難所となった場合には、校長は、あらかじめ定めた学校防災計画に基づき、避難所の開設及び管理運営に協力する。避難所の管理運営は、市町村の危機管理部局職員が担当し、教職員は、市町村災害対策本部、地域自主防災組織、避難者自治組織、ボランティアとの連携を密にし、円滑な運営を支援する。

なお、大災害発災初期の段階においては、市町村職員による対応が困難な場合も想定される。そのため、発災直後数日間は教職員がリーダーシップをとって避難所運営を支援することを十分想定しておくものとする。

具体的な対応については、本書に記述した(P31~)。

第5 学校教育活動の再開

学校は、災害発生後における学校機能の早期回復を図るため、教育委員会等と協議して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、学校教育活動を再開するための活動を行う。

具体的な対応については、本書に記述した(P34~)。

第6 防災教育及び防災訓練

防災管理者は、災害から生徒の安全を確保するために、年間計画を作成し、計画に従い防災教育に取り組み、防災訓練を実施する。

また、実施後チェックシートを活用し、計画の点検・検証等、問題点や課題等の洗い出しなどを行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップを行う。

- (1) 学校で定めておくべきこと
 - ・ 防災教育のねらい及び重点、学年別、月別の関連教科、道徳、特別活動等における主な指導内容、時間数、指導方法等
 - ・ 防災教育、応急処置等の校内研修に関する事項
 - ・ 学校、家庭、地域社会との連携に関する事項

- ・ 災害時及び事後の心の健康に関する事項
- (2) 防災教育年間計画作成上の配慮事項
 - ・ 生徒及び地域の状況の実態に即した計画であること
 - ・ 組織的、発展的な計画であること
 - ・ 全教職員の共通理解に基づく計画であること
- (3) 防災訓練について
 - ・ 防災管理者は、前記の防災教育の年間計画とあわせて、教職員及び生徒等に対する各種訓練計画及び避難訓練等の実施時期及び方法について具体的に作成するものとする。
 - ※ 防火管理者は、避難誘導、自衛消防訓練をする場合は、事前に消防署に通知するとともに、必要と認める場合は、指導の要請を行うものとする。
- (4) 教職員の防災訓練シミュレーションと防災訓練の検討
 - ・ 生徒との防災訓練のみならず、教職員のみあらゆる場合を想定した防災訓練（シミュレーションを含む）を実施し、必要に応じて防災訓練の在り方を検討する。

第7 学校防災計画の生徒及び保護者への周知徹底

校長は、学校防災計画について生徒及び保護者へ周知徹底する。

- (1) 生徒・・・新学年開始時期の学級活動・ホームルーム活動、防災訓練実施時、防災教育活動時に周知徹底する。
- (2) 保護者・・・PTA総会、入学式後の保護者説明、家庭訪問、三者面談等を利用し、周知徹底する。

第8 地域社会との連携

校長は、学校防災の取組を地域に広く周知するため、ホームページ等を通じて情報発信すると共に、日頃から市町村や地域自主防災組織など地域社会と密接な連携協力を図る。また、地域の防災体制を把握し、地域が行う防災訓練に参加したり、学校が被災した際の協力体制を確立させるなど、地域ぐるみで生徒を災害から守る環境を整えていくものとする。

第9 学校防災計画の継続的改善

防災管理者は、平常時から、本計画を継続的に改善し、学校防災力の向上を図っていくため、防災教育・防災訓練等の実施後、チェックシート等を活用し、計画の点検・検証等、問題点や課題等の洗い出しなどを行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップを行う。

(表1) 防災対策委員会編成表

委員名	役職名	氏名	備考
委員長	校長	木屋村 浩章	
副委員長	教頭	長尾 真紀	
〃	教頭	多田 秀穂	
委員	事務課長	須見 市子	
〃	総務課長	大柳 圭子	
〃	環境・防災課長	高木 佐知子	
〃	教務主任	中川 雅弘	
〃	特別活動課長	藤枝 直行	
〃	生徒指導主事	鈴木 有ニ	
〃	1学年主任	島田美智代	
〃	2学年主任	松田 康明	
〃	3学年主任	安友 英二	
〃	養護教諭	立石 梢恵	

(表2) 学校災害予防管理組織表

防災対策委員会		
防災(防火)管理者		
	防火管理責任者	長尾 教頭
施設管理責任者		
	[本館] 施設管理責任者	須見 事務課長
		[箇所責任者]
1階	事務室・校長室・応接室 技師室・共同資料室 文書室 礼法室 人権教育室 相談室 保健室	黒田 係長 吉川 主任 吉川 主任 大柳 教諭 吉田 教諭 宮久保教諭 立石 養護教諭
2階	職員室・給湯室 教務室・印刷室 情報処理室 生徒指導室 進路指導室 職員更衣室(女) 職員更衣室(男)	長尾 教頭 中川 教諭 鏡石 教諭 鈴木 教諭 井口 教諭 大柳 教諭 中川 教諭
3階	化学室・化学準備室・薬品庫 生物室・生物準備室 物理室・物理準備室 地学室・地学準備室	田村 教諭 真鍋 教諭 臣守 教諭 佐藤 教諭

4 階	書道室・書道準備室 CAI 教室・CAI 準備室 調理室・被服室・家庭科準備室	田中 教諭 赤井 教諭 高木 教諭
-----	---	-------------------------

〔体育館棟〕施設管理責任者 長尾 教頭

		[箇所責任者]
1 階	剣道場 柔道場 部室 男子更衣室 女子更衣室 図書室 食堂・厨房 会議室・多目的教室 1	野々村教諭 鈴木 教諭 鈴木 教諭 鈴木 教諭 鈴木 教諭 奈木 主査 須見 事務課長 中川 教諭
2 階	小アリーナ・器具庫 多目的ホール・文化のための室 資料室（高文連事務局） 多目的教室 4 機械室	鈴木 教諭 吉田 教諭 葉久 教諭 中川 教諭 吉川 主任
3 階	美術室・美術準備室	福本 教諭
4 階	大アリーナ・体育教官室 放送室・スタジオ 音楽室・音楽準備室・練習室	鈴木 教諭 小寺 実習主任 葉久 教諭

〔ゴミ置き場〕施設管理責任者 須見 事務課長

〔生徒館〕施設管理責任者 長尾 教頭

		[箇所責任者]
1 階	駐輪場 生徒会室	鈴木 教諭 田尾 教諭
2 階	講義室 A 1 301-308 HR 教室 多目的教室 2	安友 教諭 3年HR正担任 中川 教諭
3 階	講義室 B 1・B 2 201-207 HR 教室 多目的教室 3	松田 教諭 2年HR正担任 中川 教諭
4 階	講義室 C 1・C 2 101-107 HR 教室	島田 教諭 1年HR正担任

〔弓道棟〕施設管理責任者 長尾 教頭

		[箇所責任者]
1 階	部室・体育教官室・屋外器具庫	伊達 教諭
2 階	弓道場・部室	島田 教諭

(表3) 学校災害対策本部編成表

(*は班長)

分 担	担 当 者 名	役 割
総 括	本部長 木屋村 校長 副本部長 多田 教頭 " 長尾 教頭 本部員 須見 事務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・校内放送などによる連絡や指示 ・応急対策の決定 ・教育委員会、市町村との連絡調整、報告 ・消防署等への通報 ・報道機関等との連絡、対応
総務班 (総務課長・ 環境防災課 長・教務課 長)	*大柳 教諭 高木 教諭 中川 教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・各班との連絡調整 ・PTA等との連絡調整 ・情報収集 ・記録日誌の記入 ・その他
応急復旧班 (事務室)	*黒田 係長 奈木 主査 松長 主任主事 吉川 主任 事務職員	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧に必要な機材の調達、管理 ・非常持出し品の搬出 ・問い合わせ等への対応
安全点検・消 化班 (特活課)	*藤枝 教諭 阿部 教諭 藤本 教諭 田尾 教諭 特活課員	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、安全点検 ・危険箇所の処理及び立入禁止措置 ・避難、救助活動の支援 ・被害状況の把握、避難場所の安全確認 ・施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告
救護班 (生徒・人権 教育課員)	*鈴木 教諭 吉田 教諭 新治 教諭 橋本 教諭 生徒・人権教育課員	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出、救命 ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報 ・揺れがおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し、本部に連絡
避難誘導・保護 者連絡班 (学年主任・H R正担任)	*島田 教諭 *松田 教諭 *安友 教諭 各HR正担任	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な避難経路を使つての避難誘導 ・行方不明の生徒等、教職員を本部に報告 ・連絡手段の検討・決定、保護者との連携 ・引き渡し場所の指定および引き渡し作業 ・引き渡しの際の身元確認
救急医療班 (保健・教育相 談課)	*宮久保 教諭 福本 教諭 立石 養護教諭 外磯 養護助教諭 保健・教育相談課員	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当の実施 ・負傷者等の医療機関への送致・連絡 ・負傷や応急手当の記録 ・応急手当備品の確認
避難所支援班 (総務・国際 交流・環境防 災課)	*大柳 教諭 葉久 教諭 浅尾 教諭 紺谷 教諭 高木 教諭 黒川 教諭 企画総務・国際交流・環境防災課員	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び関係する地域自主防災組織等との連携 ・学校が避難所となったときの避難所運営支援 ・避難者代表との連携 ・ボランティア受け入れと仕事の割り振り
学校再開班 (教務・図書情 報・進路課)	*中川 教諭 田中 教諭 鏡石 教諭 中村 教諭 教務・図書情報・進路課員	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育活動を再開するために必要な作業・確認事項・協議

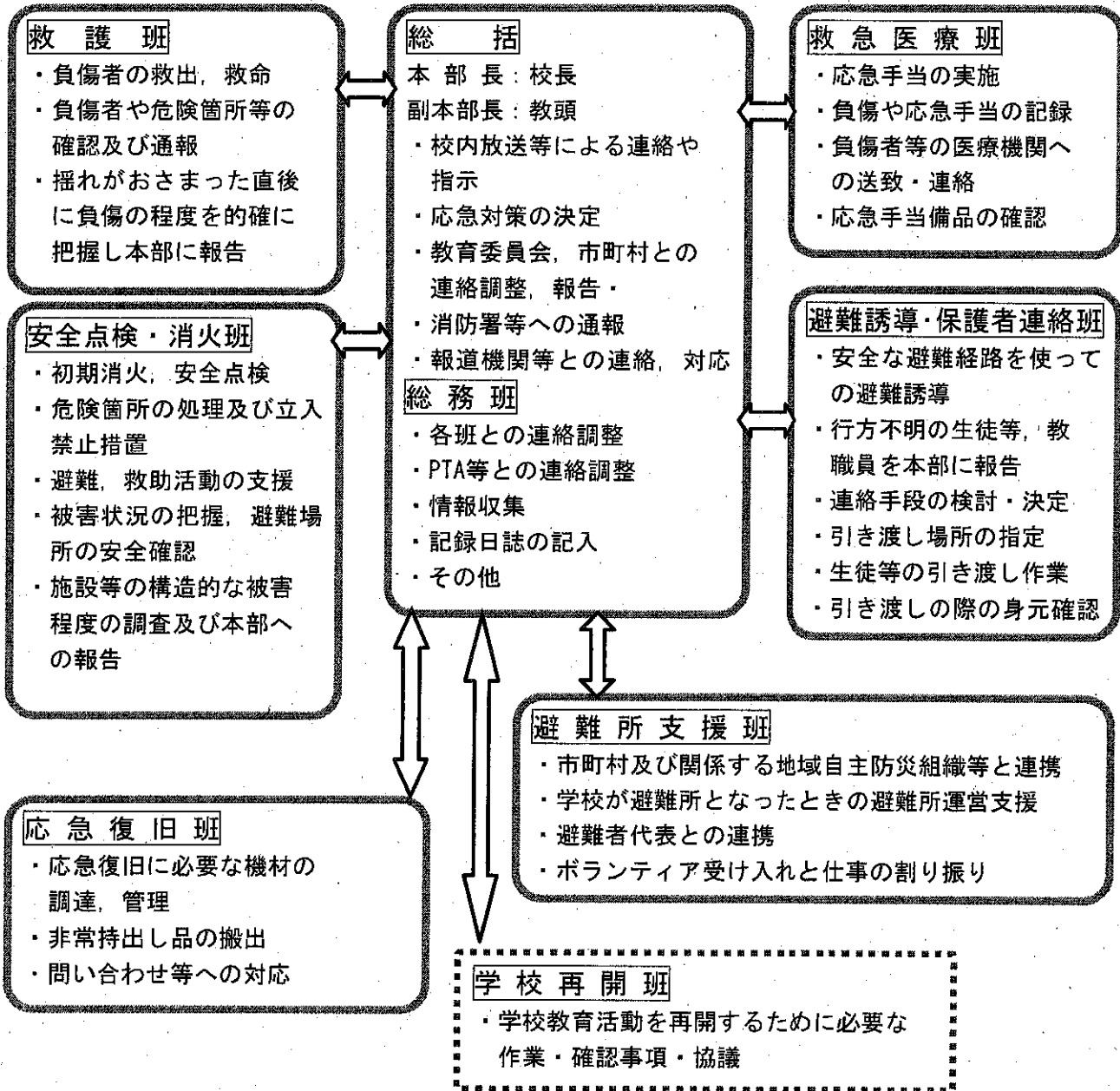
(表3-1) 災害発生時の教職員の配備編成計画

学校災害対策本部 配備編成計画 (案)

学校名	徳島県立城東高等学校		
本部長名(職)	木屋村 浩章(校長)		
・職務代行順位	1	多田 秀穂(教頭)	
・代行者名	2	長尾 真紀(教頭)	
・(職)	3	須見 市子(事務課長)	
配備体制			
第 1 非 常 体 制	第 2 非 常 体 制	第 3 非 常 体 制	
1. 県内に震度4の地震が発生したとき 2. 徳島県に津波注意報が発表されたとき 3. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき 4. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大規模な災害が予想されるとき	1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき 2. 台風が本県を通過することが確実とされたとき 3. 河川が警戒水位に近づいたとき 4. 県内に震度5弱または5強の地震が発生したとき 5. 徳島県に津波警報が発表されたとき 6. 大雨特別警報が発表されたとき 7. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 8. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 9. その他特殊災害が発生し、大規模な災害が発生し、大きな被害が発生したとき、または特に大きな被害が予想されるとき	1. 災害対策本部が自動設置されたときは全員配備体制とする。 ●自動設置 1. 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき ●判断設置 1. 県内で震度5弱または5強の地震が発生したとき 2. 徳島県に大津波警報が発表されたとき 3. 大雨特別警報が発表されたとき 4. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 5. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 6. 県内で相当規模の地震災害が発生し、または発生の恐れがあるとき 7. 台風等により大規模な災害が発生し、または発生の恐れがあるとき 8. その他、多数の人的被害など重大な社会的影響のある大規模な事故等の災害が発生し、またはその恐れが高まったとき	
勤 務 時 間 内		勤 務 時 間 外	
直ちに配備態勢につく。		配備につく教職員は、連絡等により、直ちに所属校へ参集し、配備態勢につく。	
職務代行順位・氏名(職)	職務代行順位・氏名(職)	職務代行順位・氏名(職)	
1 多田 秀穂(教頭)	第1非常体制に加えて、	全職員(職員名簿順)	
2 長尾 真紀(教頭)	1 安友 英二(教諭)		
3 須見 市子(事務課長)	2 大柳 圭子(教諭)		
4 中川 雅弘(教務課長)	3 田村 久美子(教諭)		
5 高木 佐知子(環境防災課長)	4 鏡石 浩史(教諭)		
6 大柳圭子(企画総務課長)	5 宮久保 浩子(教諭)		
7 安友 英二(教諭)	6 藤枝 直行(教諭)		
8 島田 美智代(教諭)	7 浅尾 貴代美(教諭)		
9 松田 康明(教諭)	8 福本 恵(教諭)		
※校務分掌と職員番号順	※距離(5km以内)と職員番号順		

※暴風・大雨・洪水等の場合、校長が非常体制をとる必要がある判断した場合に、防災管理者からの連絡により非常体制をとる。

(表3-2) 学校災害対策本部イメージ図



(表3-3) エ 災害対策本部の設置基準と設置場所・・・設置権限者 校長(代替 副校長・教頭)

災害	設置基準	設置場所①	設置場所②
地震	徳島県災害対策本部の設置基準に準じる	校舎が使用できる場合 校長室	校舎が倒壊し使用不可の場合 弓道棟体育教官室
津波	〃	職員室が使用できる場合 2階職員室(本館)	職員室が使用できない場合 4階体育教官室(体育館棟)
火災	〃	校舎内で火災発生した場合 弓道棟体育教官室	校舎外で火災発生した場合 校長室(本館)
風水害	〃	校舎内に避難した場合 2階職員室(本館)	冠水状況に応じ 4階体育教官室(体育館棟)

(表3-4) オ 災害対策本部が設置された場合に本部内に備える物

徳島市災害対策用無線機（防災行政無線）、防災ラジオ、パソコン2台、プリンター（複合機）1台、コピー機、ホワイトボード、ハンドマイク、デジタルカメラ2台、筆記用具（ボールペン、鉛筆、マジック、消しゴム、A4用紙、ノート、のり、ガムテープ）、新聞紙、懐中電灯、電池、衛星携帯電話(870776747510 非常時の緊急連絡のみ使用のこと)

(表4) (年 月分) 自主点検検査チェック票 (日 常)

実施責任者 (火元責任者)		担当区域 (場所)					実施者印	
月日	検査項目							
	避難上の障害物又は可燃物の有無	ガス器具のホース等の老朽、損傷	電気器具の配線等の老朽、損傷	火気設備・器具の老朽・損傷	火気設備・器具の設置又は使用状況	各教室の終業時の施錠	終業時の火気確認	その他

注1 チェック欄には、良は○印、不備は×印を、即時補修(改修)したときは△印を記入する。
 2 不備欠陥事項は、防火管理者に報告すること。

防火管理者確認

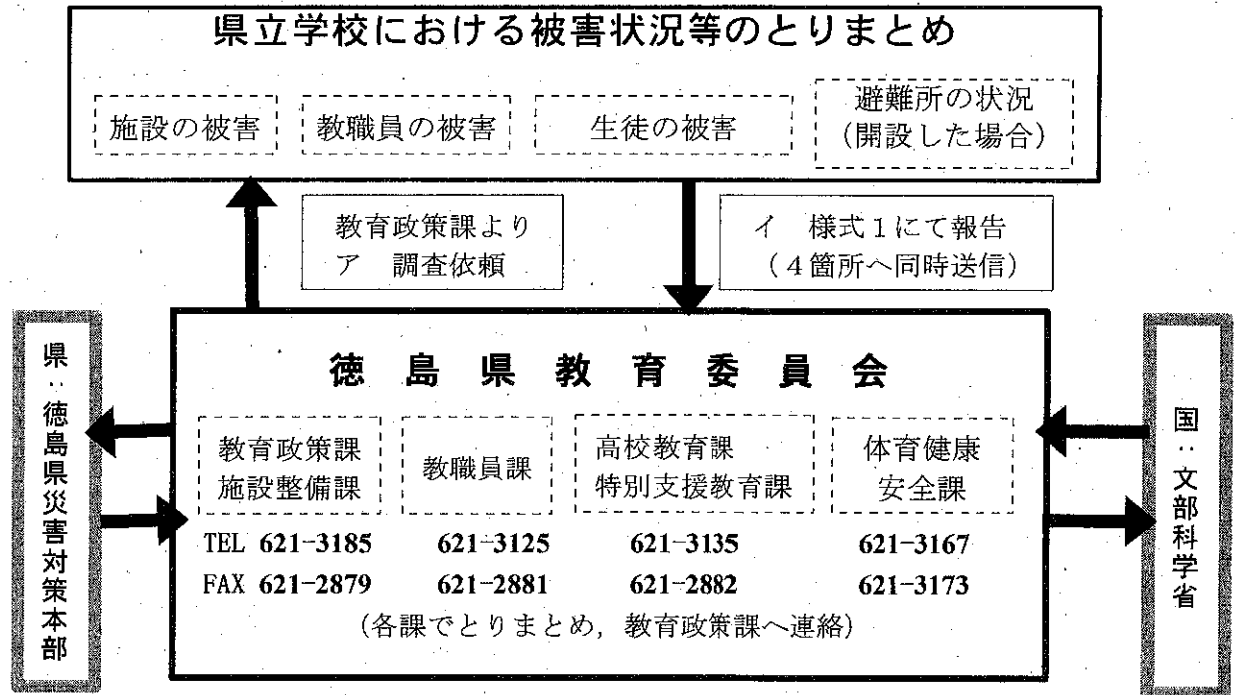
(表5) (年 月分) 自主点検検査チェック票 (定 期)

検査実施項目及び確認箇所		検査日	結果	検査者名
建物構造等	柱、梁、壁、床	・コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。		
	天井	・仕上材に、はく脱・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。		
	外壁・ひさし・パラペット	・貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等がないか。 ・外壁の耐火構造等に損傷はないか。		
	窓ガラス	・窓枠・サッシ等の仕上材に剥落、落下のおそれのある弛み、ガラス等のひび割れはないか。		
	その他	・防火区画を構成する壁、天井に損傷はないか。		
防火・避難施設	避難通路	・避難通路の幅員が確保されているか。		
	階段	・階段室に物品が置かれていないか。		
	避難口 (出入口)	・扉の開放方向は避難上支障がないか。 ・避難階段等に通じる出入口、屋外への出入口の幅は適切か、又付近に支障となる物品は置いていないか。		
	屋上・ベランダ	・避難に支障となる工作物や物品はないか。		
火気使用設備	ガス	・元栓は閉めているか。 ・ガス管は老朽化していないか。		
	石油ストーブ	・周りに引火物がないか。		
	ガスストーブ	・安全装置は作動するか。		
危険物施設等	ガラス器具	・転倒・落下し破損・飛散しないか。		
	薬品類	・収納戸棚は転倒しないか。		
	医薬品類	・混合発火を避けるため、薬品は種類別に収納されているか。 ・自然発火防止の保護液は充分か。 ・危険度の高い薬品の収納方法は万全か。		
	食器類	・転倒・落下し、破損・飛散しないか。		
	油類	・転倒・落下し流出することはないか。		
	工作機械 工作用具	・転倒・落下したりしないか。		
電気設備	電気器具・設備	・タコ足配線による接続はしていないか。 ・コードに亀裂、老化、損傷はないか。 ・許容電流の範囲内で適正に使用しているか。 ・変電設備は、有資格者が定期的に検査しているか。		
その他	ロッカー・整理棚	・倒れたり、移動したりしないか。		
	テレビ	・転倒、落下、移動したりしないか。		
	コンピュータ			
	照明器具	・落下したりしないか。		
	サッカーゴール等	・転倒したりしないか。		
	ブロック塀等	・破損、転倒等しないか。		
注1 チェック欄には、良は○印、不備は×印を、即時補修(改修)したときは△印を記入する。				防火管理者 確認
2 不備欠陥事項は、防火管理者に報告すること。				
※ その他、学校の置かれた状況に応じて予防点検項目を定める。				

災害発生時における被害報告連絡体系図

災害発生時の被害報告連絡体系

- ア 災害発生時には、県教委教育政策課において必要と判断した場合、教育政策課より県立学校・市町村教委へ被害調査を依頼する。
- イ 県立学校は、教職員および生徒の被害、施設の被害状況、避難所としての対応等を確認し、様式1にて、教育政策課（施設整備課含む）、教職員課、高校教育課（特別支援教育課含む）、体育健康安全課の4箇所へFAXにて同時送信する。
- ウ 報告した各被害状況について、さらに対応が必要な場合は、各課と学校が直接連絡を取り対応する。



※様式1…災害発生時緊急報告用紙

その他、災害発生時に連絡する必要がある箇所の一覧表

連絡先	電話番号	FAX
徳島市危機管理課	088-621-5529	088-621-2820
徳島県危機管理部防災対策推進課	088-621-2298	088-621-2987
学校警備会社 セコム	088-623-3600	
徳島東消防署	088-656-1195	088-656-1205
徳島中央警察署	088-624-0110	088-624-0284
徳島市民病院	088-622-5121	088-622-5313

各災害に対する対策検討シート

<平常時から把握しておくこと>

ア 学校の概況

学校名	徳島県立城東高等学校		
所在地	〒770-0853 徳島市中徳島町1丁目5番地		
T e l	088-653-9111	F a x	088-653-3103
H P	http://joto-hs.tokushima-ec.ed.jp/		
E-mail	joto_hs@mt.tokushima-ec.ed.jp		
校長名	木屋村 浩章		
生徒数	829人(2024年度)	職員数	75人
立地条件			
①鉄筋コンクリート造 4階建			
②耐震化：できている			
③標高：2.5m			
④想定される被害：浸水			

イ 校区内のハザードマップ

地 図	予想危険箇所
	2012年10月31日 (公表)による (薄) 1～2m冠水 (濃) 2～3m冠水
(出典) 徳島県防災・危機管理情報「安心とくしま」 http://anshin.pref.tokushima.jp/	

ウ 備蓄物品管理表

災害発生時に備えて、校内に備えてあるもの

備蓄品名		数量	保管場所	管理責任者	確認日
救急救助用品 保健衛生物品	保健衛生用品	6	2階器具庫	立石 養護教諭	
	担架	2	保健室前/4F体育教官室前	立石 養護教諭	
	AED	3	4F体育教官室前/2F職員室前/ 屋外体育教官室内	立石 養護教諭	
	車椅子	3	事務室前/保健室/大アリーナ	立石 養護教諭	
	携帯トイレ	10	2階器具庫	藤枝 教諭	
	毛布	150	2階多目的ホール前	高木 教諭	
	保温アルミシート	585	2階多目的ホール前ロッカー	高木 教諭	
	防災用座布団	16	2階多目的ホール前ロッカー	高木 教諭	
安全確認・誘導 用備品	ハンドマイク	7	職員室	長尾 教頭	
	発電機	3	2階器具庫	藤枝 教諭	
	ライト	5	2階器具庫	藤枝 教諭	
	ライト	10	2階多目的ホール前ロッカー	高木 教諭	
	緊急避難セット	5	2階多目的ホール前ロッカー	高木 教諭	
	ヘルメット	20	2階多目的ホール前ロッカー	高木 教諭	
	ブルーシート	10	2階器具庫	藤枝 教諭	
情報収集・通信 用備品	災害優先電話	1	事務室(653-9114)	須見 事務課長	
	衛星携帯電話	1	職員室	長尾 教頭	
	防災行政無線(市)	1	職員室	長尾 教頭	
	防災ラジオ(市)	1	職員室	長尾 教頭	
	トランシーバー	7	職員室	長尾 教頭	
	トランシーバー	1	体育教官室	長尾 教頭	
	ラジオ	4	職員室	長尾 教頭	
消火設備品	消火器		各設置場所	須見 事務課長	
飲料用備品	ミネラルウォーター	1050	小アリーナ(キャットウォーク)	長尾 教頭	
	非常食(1食)	1860	家庭科準備室	高木 教諭	
その他	予備乾電池		事務室	吉川 主任	
	雨水濾過器	1	4F体育館横屋上	須見 事務課長	

地震・津波発生時の対応及びその流れ（生徒が在校時）

緊急地震速報

震度想定「南海トラフの巨大地震モデル検討会報告」(H24年8月)
津波想定「徳島県津波浸水想定」(H24年10月)

教職員・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、生徒等に連絡する。
 ・教室等の出入り口の確保をする。
 ・使用中の火気の消火や薬品を回収するなど、危険を回避する。
 ・大きな声での確な指示「**頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない**」
 児童生徒等・頭部を保護する準備（ヘルメット、防災ずきん、座布団等）・机の下にもぐる。

地震発生（震度6強を想定）

STEP 1 生徒等の安全確保

- ・大きな声での確な指示「**頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない**」
- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・支援を要する生徒等への対応には、十分配慮する。
- ・まずは安全を確保し、大きな揺れがおさまったら、すぐに避難開始

校内放送・ハンドマイク：

「地震が発生しました。津波の恐れがあります。生徒の皆さんは先生の指示に従い、**避難場所**に避難して下さい。」

津波発生

第1波			
53	5.0		
分	m	分	m

一次避難場所

大アリーナ

二次避難場所

城山

STEP 2 避難

- ・即座に、一次避難場所に上履きのまま、全校避難する。
- ・大きな声での確に指示する。「**押さない、走らない、しゃべらない、もどらない**」
- ・教職員は落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。・担任は、生徒名簿等を携帯する。
- ・総括班は、津波に関する情報収集が出来るようにラジオ等を持って避難する。
- ・地元住民等が避難してきたときは、一緒に避難誘導する。
- ・一次避難場所で危険なときは、二次避難場所へ速やかに移動する。

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

- ・生徒等の安否確認をする。
- ・負傷者の確認と応急処置をする。
- ・津波は第1波が最大とは限らないので、第2波、第3波に備え避難を継続する。（情報収集する）

STEP 4 避難した後の学校の対応

大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。解除を確認してから、

学校が津波により使用できない場合、指定避難場所へ移動する。

- ・緊急を要する生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡
- ・生徒等の不安に対する対処
- ・警察、消防、医療機関への連絡
- ・情報収集：地震の規模と津波の危険性等、二次災害の危険性等の情報把握等
- ・教育委員会への連絡：生徒等及び教職員の安否及び学校内外の被害の状況等
- ・外部（マスコミ）等及び保護者等への対応（対応窓口の一本化）

学校が使用できる場合は、学校へ移動。

- ・上記に加え、校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置
- ・学校が避難所となった場合、避難所運営支援

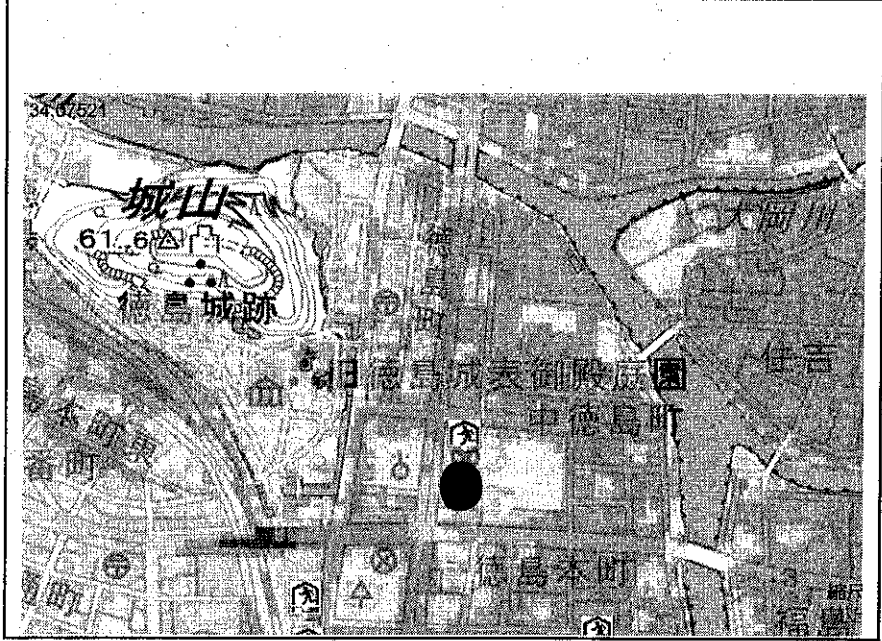
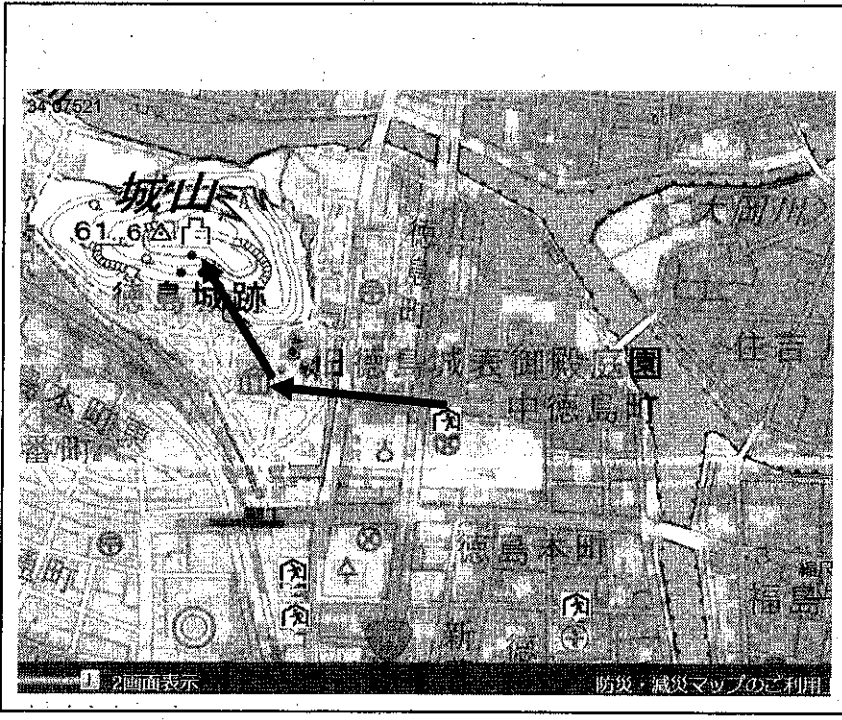
STEP 5 保護者へ児童生徒の引き渡し

保護者へ以下の3点を連絡（電話、電子メール、学校のホームページ、地域の有線放送等）

① 生徒等は全員無事、**避難所**へ避難し待機中

②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童生徒等は待機させる。

1 地震・津波が発生した場合の避難場所およびその判断基準

判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
<p>○地震発生 ・震度6以上</p> <p>○津波発生 ・大津波警報発表 ・津波警報発表 ・津波到達予想時刻が53分以内</p>	<p>避難場所：体育館棟4階大アリーナ 集合形態：各学年，各クラスごと 災害対策本部：仮避難所に設置 → 徳島市役所に移動する 地図</p> 
<p>○地震発生 ・震度6以上</p> <p>○津波発生 ・大津波警報発表 ・津波到達予想時刻が53分以上</p>	<p>避難場所：第1次避難場所から国道を通り，城山の広場へ 集合形態：各学年，各クラスごと 災害対策本部：避難所に設置 地図</p> 

一次避難場所

二次避難場所

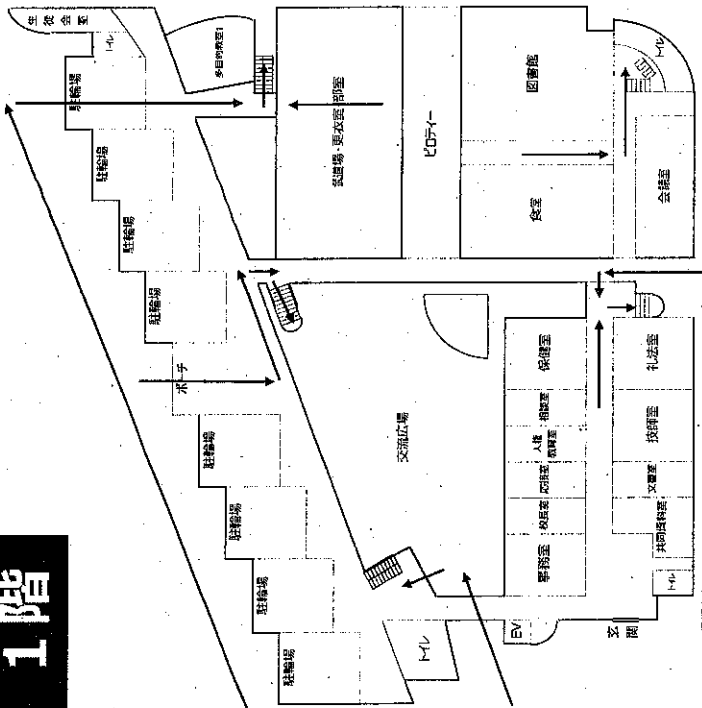
地震・津波が発生した場合の情報収集のための機器および方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
J-alert	技師室に設置、受信と同時に放送が各教室に自動的に流れる。	長尾 教頭
テレビ・ラジオ	職員室・進路指導室に設置、地震を感じたら教頭（または近くにいる教職員）がつける。	長尾 教頭
インターネット	職員室に設置、常時起動、随時チェックを行う。	各教職員
携帯電話（すだちくんメール）	各教職員で受信する。	各教職員

地震・津波が発生した場合の避難場所及びその判断基準/大アリーナへの避難経路

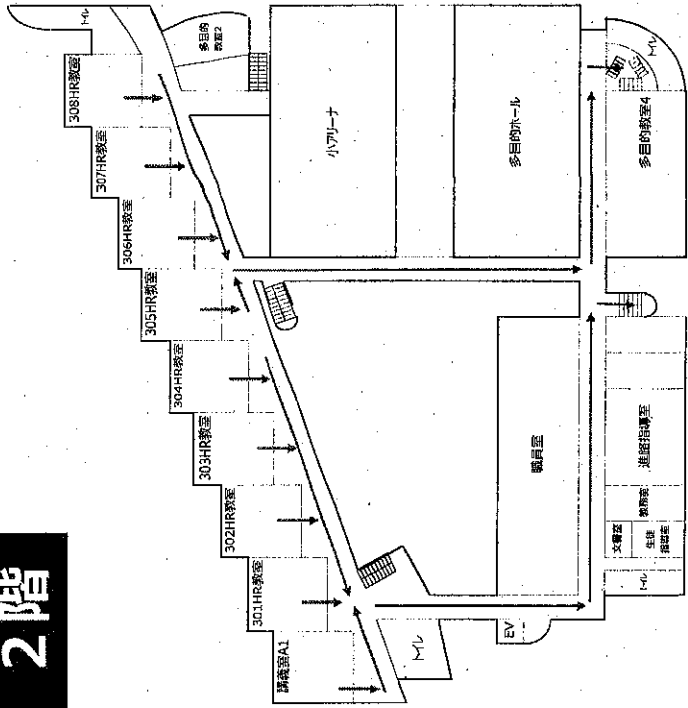
判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
<p>CASE1</p> <p>○地震発生 ・震度6以上</p> <p>○4F大アリーナに避難することが適切でないと判断される場合</p>	<p>避難場所：グラウンド中心部 災害対策本部：校長室</p> <p>集合形態：クラスごとに2列</p>
<p>CASE2</p> <p>○地震発生 ・震度6以上</p> <p>○津波発生 ・『大津波警報』発令 ・『津波警報』発令</p>	<p>避難場所：体育館棟4階大アリーナ 災害対策本部：職員室(体育教官室)</p> <p>集合形態：クラスごとに1列</p>

1階

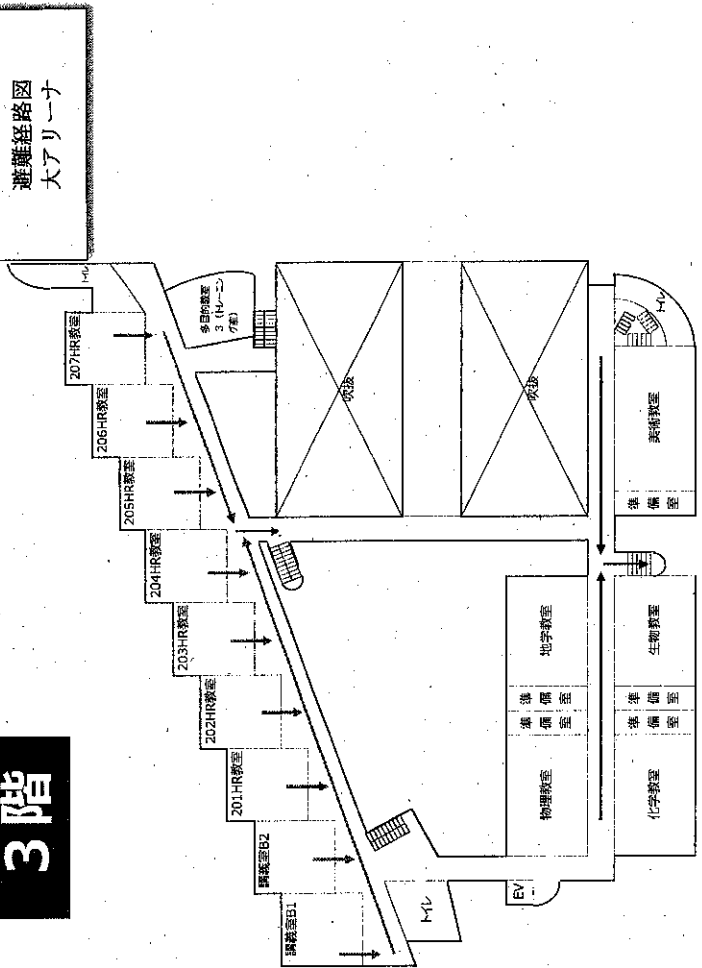


校門(正門)

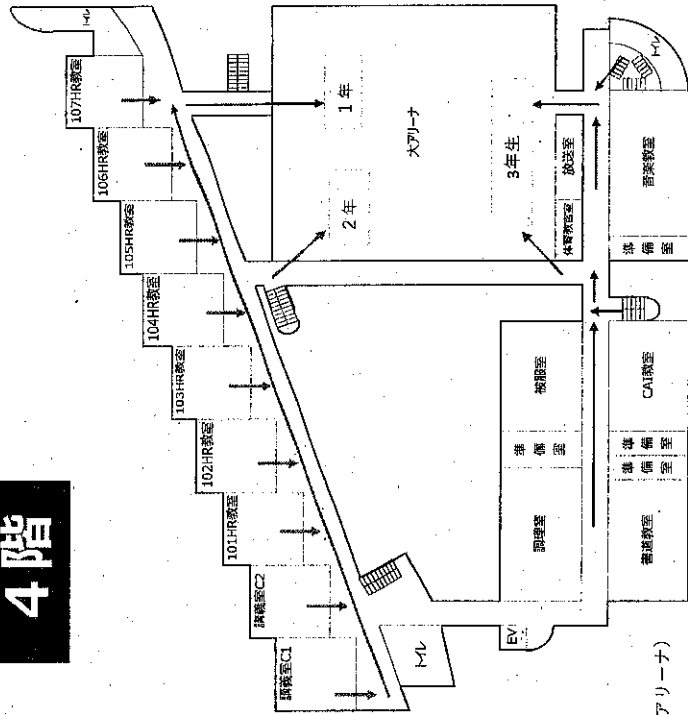
2階



3階



4階



地震・津波が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所

品名	保管場所	担当者
関係機関連絡一覧表	校長室	校長
生徒連絡用名簿	職員室問題保管庫	教務課長
ノートパソコン, 防災関係避難時搬出データ	職員室	教務課長
引き渡しカード	職員室非常持ち出し袋	教務課長

地震・津波が発生した場合、連絡が必要な機関

連絡責任者 (長尾 教頭)				
連絡先	電話	FAX	E-mail	備考
県教委教育政策課	088-621-3115	088-621-2879		
施設整備課	088-621-3185			
県教委教職員課	088-621-3125	088-621-2881		
県教委高校教育課	088-621-3135	088-621-2882		
県教委特別支援教育課	088-621-3142	088-621-3056		
県教委体育健康安全課	088-621-3167	088-621-3173		
徳島市危機管理課	088-621-5529	088-621-2820		
徳島県危機管理部 防災対策推進部	088-621-2298	088-621-2987		
学校警備会社 セコム	088-623-3600			
徳島東消防署	088-656-1195	088-656-1205		
徳島中央警察署	088-624-0110	088-624-0284		
徳島市民病院	088-622-5121	088-622-5313		

保護者への引き渡しについて

(7) 地震・津波が発生した際、生徒の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
生徒等を下校させる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津波警報, 津波警報が解除されている。 ・ 通学路の安全が確保されている。 ・ 公共交通機関が支障なく運行している。
生徒を学校に待機させる場合は,安全が確認されるまで学校に待機 引き渡し場所: 学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津波警報, 津波警報が発令されている。 ・ 通学路の安全が確保されていない。 ・ 公共交通機関の運行に支障がある。

(イ) 地震・津波が発生した際、生徒を引き渡す際の保護者への連絡方法

(電話やメールが使用できないときに、保護者が情報を得られる場所や方法を考えておく)

決定責任者：学校長 担当者：各学年主任・各HR担任・ホームページ担当教諭(図書情報課)	
連絡方法・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・各HRの連絡名簿による電話連絡 ・城東高校ホームページおよび携帯サイトへの掲載 ・災害伝言ダイヤル(171)の活用
連絡が取れない場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・公共放送を利用した一斉放送 ・災害掲示板に掲示する。 ・保護者が迎えにくるまで、生徒は学校に待機させる。

(ウ) 生徒の保護者への引き渡し方法

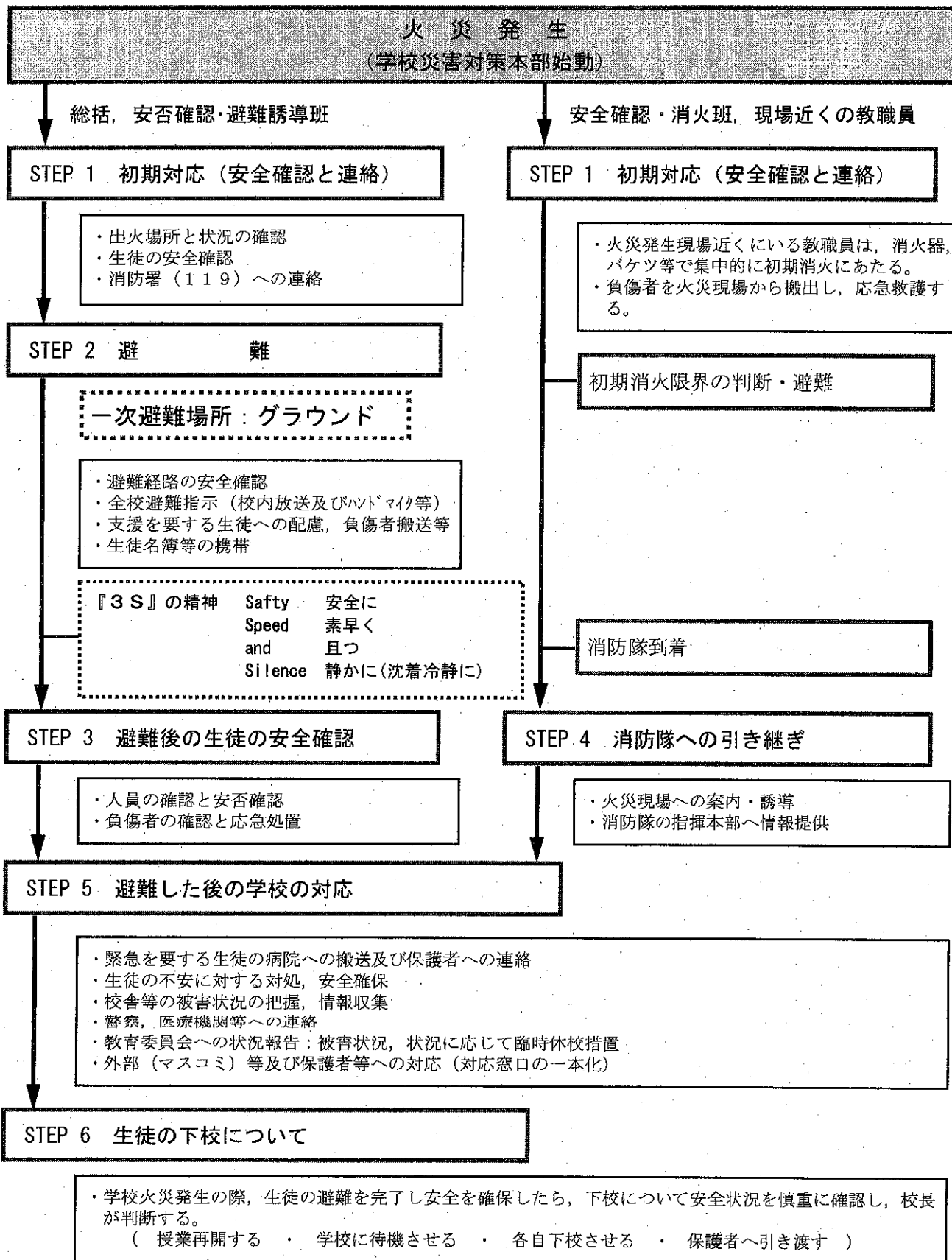
決定責任者：学校長 担当者：各学年主任、各HR担任	
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の確認 ・通学路の安全が確認できたら引き渡す。(大津波警報・津波警報発令時は、保護者も一緒に待機) ・必ず、保護者に引き渡した時間を記録(引き渡しカード)しておく。 	

キ 生徒が在校時以外の対応

登下校時	生徒は近くの避難場所へ避難するなど、各自で安全を確保する。 各HR担任は、可能な限り、生徒の安全を個々に確認する。 ↓ 教頭に連絡
学校外の諸活動時	
在宅時	

火災発生時の対応

ア 火災発生時の基本対応及びその流れ（生徒が在校時）



イ 火災が発生した場合の情報収集のための機器および方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
火災報知器	各教室・特別教室（多目的教室・会議室）・体育館（大アリーナ・小アリーナ）・放送室に設置	長尾 教頭
受信機	職員室・技師室に設置。火災報知器が鳴ったら、受信機で確認後避難が必要な場合は、校内放送で生徒へ避難を指示する。	長尾 教頭

ウ 火災が発生した場合の避難場所及び判断基準/校内防火機器等配置図/グラウンドへの避難経路

校内防火機器等配置図及び校内避難経路図	次ページより記載	
	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
C A S E 1	<p>○火災発生</p> <p>・初期消火ではすぐに消火できないと判断した場合、全館避難する。</p>	<p>避難場所：グラウンド中心部 災害対策本部：弓道棟体育教官室</p> <p>集合形態：クラスごとに2列</p> <p>301HR → 308HR 201HR → 207HR 101HR → 107HR</p> <p>【3年】 【2年】 【1年】</p> <p style="text-align: center;">┌────────── 校 舎 ─────────┐</p>

エ 火災が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所について
地震・津波編に同じ。

オ 火災が発生した場合、連絡が必要な機関について
地震・津波編に同じ。

カ 火災が発生した場合の生等の下校の判断基準

(ア) 火災が発生した際、生徒の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
生徒を下校させる	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の状態が落ち着いている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。
安全が確認されるまで生徒を学校に待機させる 引き渡し場所：学校	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の影響で、通学路の安全が確保されていない。 ・火災の影響で、公共交通機関の運行に支障がある。

(イ) 火災が発生した際、生徒が下校する、あるいは学校に待機している情報の、保護者への連絡方法

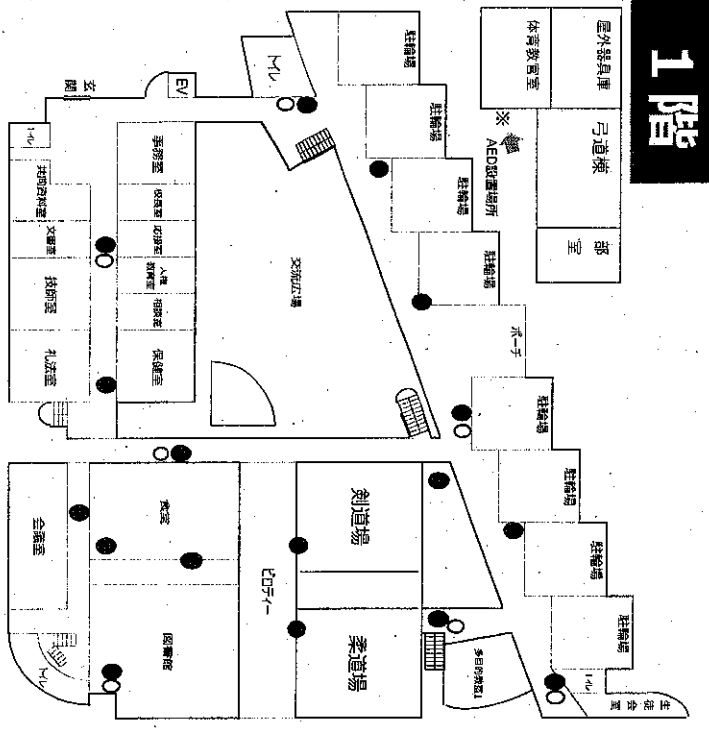
決定責任者：学校長 担当者：各学年主任・各HR担任・ホームページ担当教諭(図書情報課)	
連絡方法・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡名簿による電話連絡（連絡を要する生徒のみ） ・電話，電子メール，学校のホームページおよび携帯サイト，地域の有線放送等
連絡を要する生徒の保護者と連絡が取れない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡が取れるまで，生徒は学校に待機させる。

(ウ) 生徒の保護者への引き渡し方法について
地震・津波編に同じ。

キ 生徒が在校時以外の対応

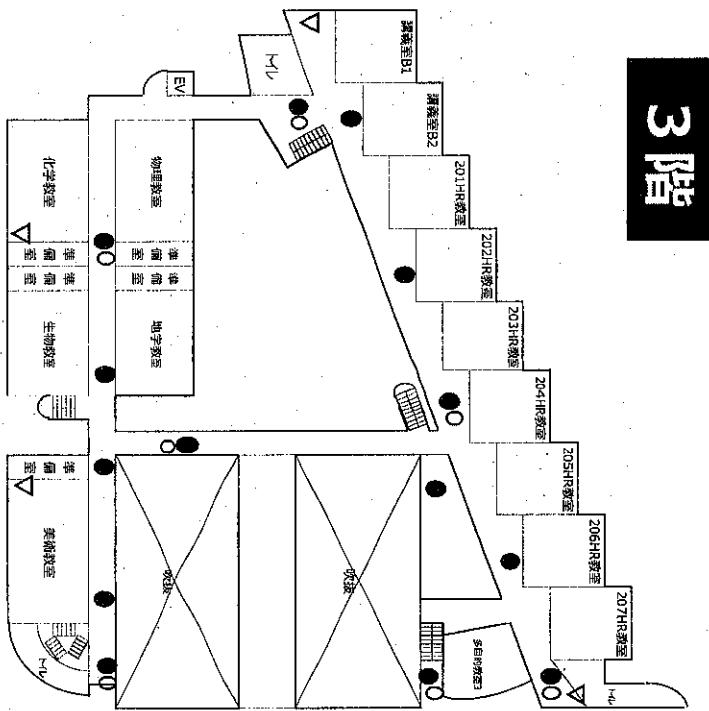
登下校時 学校外の諸活動時 及び休日・夜間等	教頭から，必要に応じて，職員緊急連絡網により，各HR担任に連絡 ↓ 各HR担任は，可能な限り，該当生徒の安否を，個々に確認する。 ↓ 教頭に連絡
------------------------------	--

1階



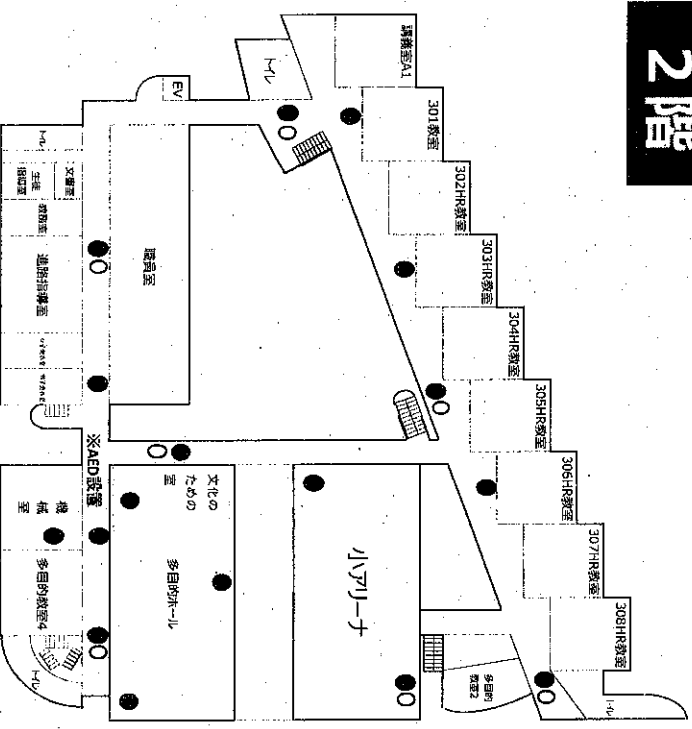
- 消火器
- 火災報知器・消火栓
- △ 救助袋
- ※ AED設置

3階

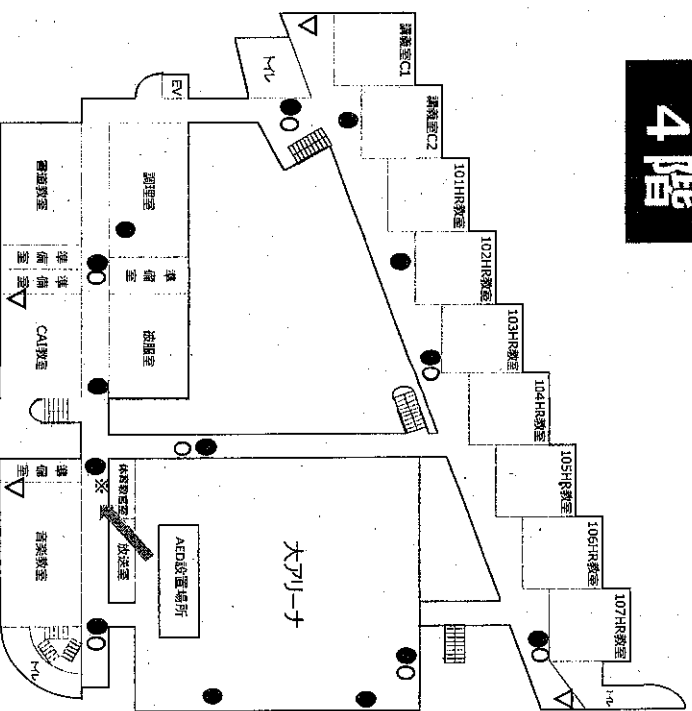


校門(正門)

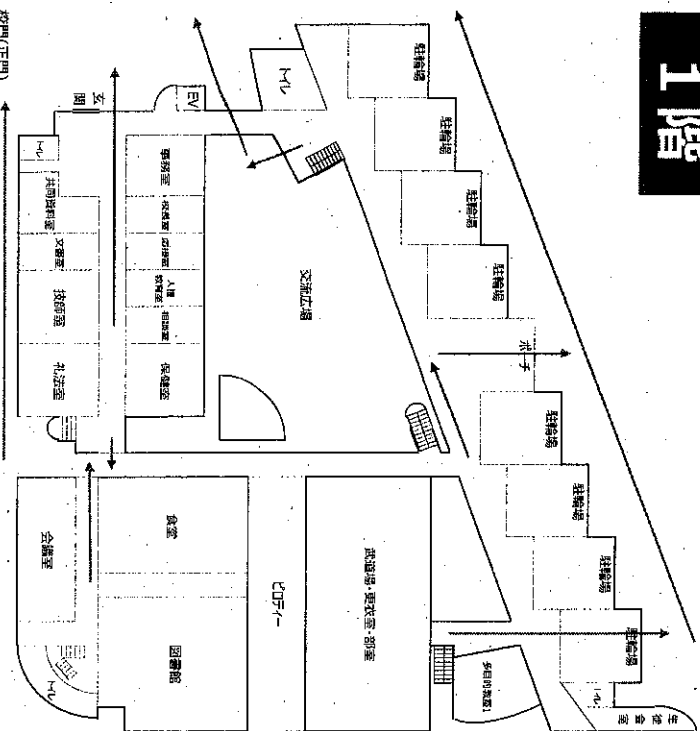
2階



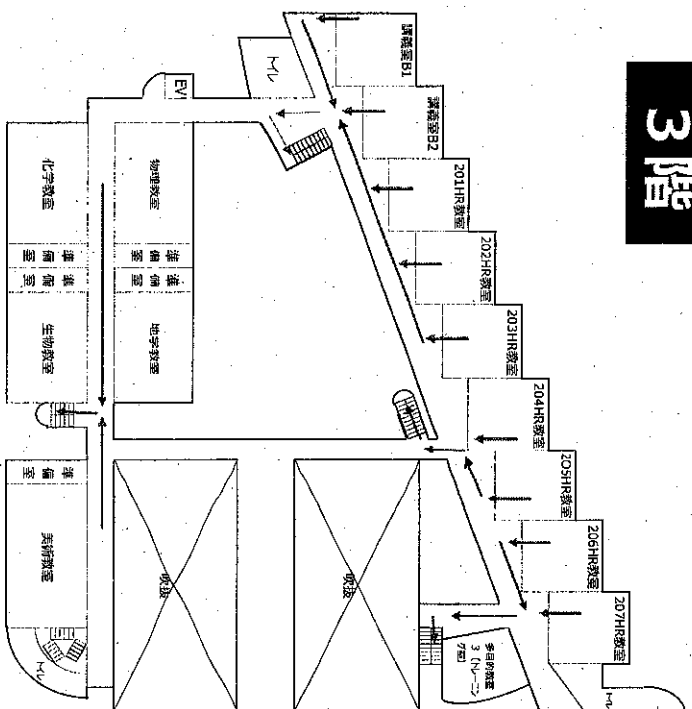
4階



1階

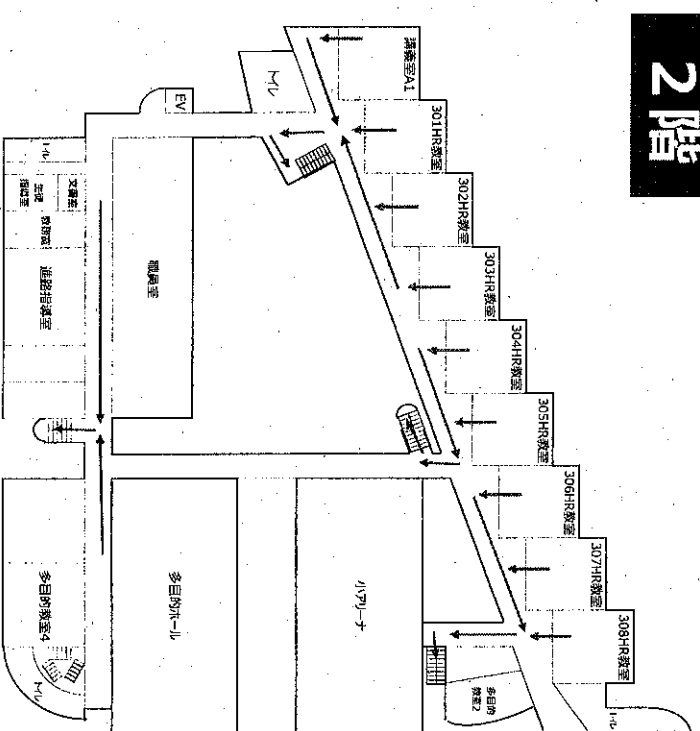


3階

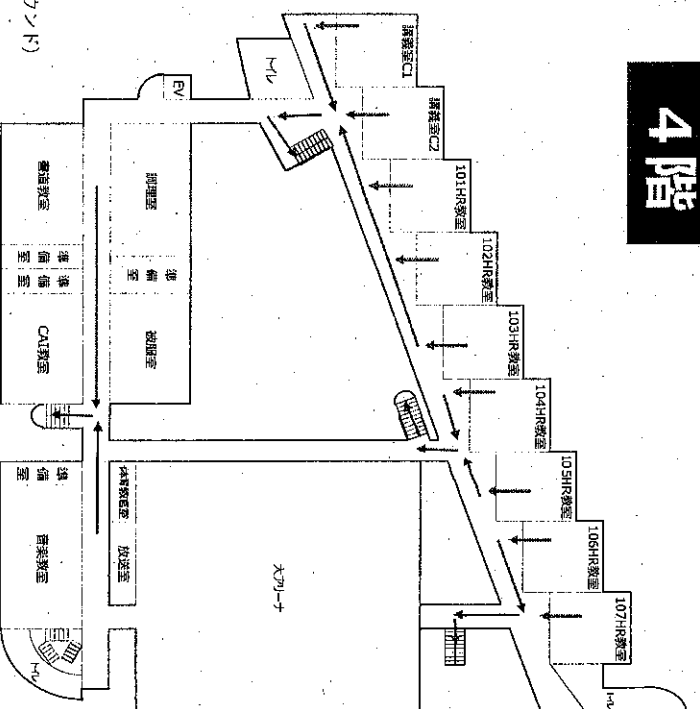


避難経路図
グラサント

2階



4階



風水害等発生時の対応

河川はん濫時・高潮発生時の対応（生徒が在校中）

1 注意体制（警戒レベル2相当に該当する場合）

- ・洪水注意報（吉野川はん濫注意情報）発表
- ・高潮注意報発表

STEP 1 生徒等の下校の判断

管理職	<ul style="list-style-type: none"> ・授業を継続すれば、生徒等の下校が不可能になる状況と判断される場合通学路の安全確認及び交通機関の運行状況をもとに、校長が判断する。 （生徒等を下校させる ・ 生徒等を学校に待機させる）
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・第1非常体制をとる。 ・総括は、テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁レーダーナウキャスト、川の防災情報）等で最新の情報を収集する。

2 警戒体制（警戒レベル3相当に該当する場合）

- ・高齢者等避難の発令（市町村）
- ・洪水警報（吉野川はん濫警戒情報）発表
- ・高潮警報発表

STEP 2 生徒等の避難の判断

一次避難場所 各HR教室
二次避難場所 体育館棟大アリーナ

管理職	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の安全確認をしながら、避難を開始する。 ・避難経路の安全確認ができない場合は、児童生徒等を校舎内の高所へ避難させる。 ・避難した場合は、教育委員会へ連絡する。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・第2非常体制をとる。 ・対策本部は、各業務分担に応じて対応する。

3 非常体制（警戒レベル4相当に該当する場合）

- ・避難指示の発令
- ・吉野川のはん濫危険情報発表
- ・高潮特別警報発表 ・ 暴風警報発表時の高潮警報等

STEP 3 避難後の安全確保

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒等の安全確認。 ・地域住民が避難してきた際の誘導。
-----	---

風水害等発生時の対応

STEP 4 避難後の学校の対応

避難所の開設

教職員

・徳島市より避難所開設の依頼があったときは、避難所の開設支援。

<校内の安全管理>

- ・校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置を行う。
- ・情報収集：河川の情報収集，雨雲の規模と今後の動き，洪水，高潮，土砂災害等などの二次災害の危険性の情報を把握する。
- ・教員会への連絡：学校内外の被害の状況，臨時休校措置の報告，指導事項の確認等
- ・外部との対応：保護者等やマスコミからの問い合わせに対する対応窓口を一本化して対応する。

<避難所開設の支援>

- ・河川のはん濫，あるいは危険性のため避難指示が発令され，市町村より避難所の開設依頼があったときは，避難所運営支援にあたる。

STEP 5 保護者への生徒等の引き渡しについて

管理職

・河川のはん濫等で帰宅することが出来ない生徒等を学校内で待機させている場合，避難場所に避難した場合の対応については，洪水が収まり，各種警報等も解除され，通学路及び避難経路の安全及び交通機関の運行状況について慎重に確認した上で，校長が判断する。

(学校・避難場所で継続して待機させる ・ 保護者へ引き渡す)

■情報収集

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ，ラジオ，電話 インターネット ・徳島気象台ホームページ https://www.data.jma.go.jp/tokushima/ ・気象庁レーダーナウキャスト http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/
洪水予報 水位到達情報	インターネット ・国土交通省（川の防災情報） https://www.river.go.jp/index ・国土交通省（川の水位情報） https://k.river.go.jp/ ・徳島県水防情報 https://www.kasen.pref.tokushima.lg.jp ・徳島県土砂災害情報 https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp すだちくんメール
避難情報	○高齢者等避難，避難指示 テレビ，ラジオ，インターネット，緊急速報メール

■安全に避難するための備え

項目	準備物
情報収集・伝達	ラジオ，タブレット，携帯電話，拡声器
避難誘導	名簿，携帯電話，懐中電灯，拡声器 一時避難のための食糧・水・防寒着・雨具

保護者への引き渡しについて

(ア) 注意報・警報等が発令された場合及び洪水・土砂災害等が発生した場合の生徒の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
生徒を下校させる	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の状態が落ち着いている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。
安全が確認されるまで生徒を学校に待機させる	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全が確保されていない。 ・公共交通機関の運行に支障がある。
保護者へ引き渡す	<ul style="list-style-type: none"> ・引き渡し場所：学校

(イ) 洪水・土砂災害等が発生した場合に生徒を下校させる、あるいは学校に待機させている情報を、保護者へ連絡する方法

決定責任者：学校長 担当者：各学年主任・各HR担任・ホームページ担当教諭(図書情報課)	
連絡方法・手順連絡が取れない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡名簿による電話連絡（連絡を要する生徒のみ） ・電話、電子メール、ホームページおよび携帯サイト、地域の有線放送等 ・連絡が取れるまで、生徒等は学校に待機させる。

(ウ) 生徒の保護者への引き渡し方法
地震・津波編に同じ。

キ 生徒が在校時以外の対応

登校時	<p>1 午前7時の時点で徳島市に特別警報または暴風警報が発令されている場合 自宅で待機（午前中の日程は休校）、その後、</p> <p>①午前10時に上記の警報がなお発令中の場合は、午後も休校</p> <p>②午前10時までに上記の警報が解除された場合は、午後の授業を実施 ※②の場合、通学路(道路,橋[特に潜水橋],河川,用水等の状況)の安全を確認し、安全な方法で午後1時までに登校、なお、徳島市に上記の警報が発令されていなくても自宅の地域に上記の警報が発令されている場合や保護者等が危険であると判断した場合は、必ず学校に連絡をとり、自宅学習</p> <p>2 他の警報(大雨,洪水,高潮など)が発令されている場合 原則として、平常通り授業を実施（安全を確認した上で登校） 保護者等が危険であると判断した場合は、必ず学校に連絡をとり、自宅学習</p> <p>3 注意報(強風,大雨,洪水,高潮など)が発令されている場合 平常通り授業を実施（安全を確認した上で登校）</p>
下校時	<p>4 登校後に特別警報が発令された場合 原則として学校に待機</p> <p>5 登校後に特別警報以外の警報が発令された場合 状況に応じて、下校・待機・保護者の迎えを要請する等の措置を講じる</p>
その他	<p>6 特別警報や暴風雨警報が出ていない場合であっても、通常通学に利用している公共交通機関が運休している場合は、学校に連絡をし、自宅待機（運行が再開された時点で安全を確認して、登校）</p> <p>7 夏季休業中の補習や行事等について 上記に準じて中止または延期</p> <p>なお、臨時休校とする場合は、下記の本校ホームページに掲載 http://joto-hs.tokushima-ec.ed.jp/</p>

弾道ミサイル等に係る緊急情報が発信された場合の対応

ア 初動対応

Jアラート等を活用した緊急情報が発信された場合の行動例

- 【屋外にいる場合】できる限り頑丈な建物や地下街などに避難する。
- 【建物がない場合】物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 【屋内にいる場合】窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

ミサイルが着弾した場合の行動例

- ・近くにミサイルが着弾した場合は、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

イ その後の対応

- (1) 生徒が登校前の場合 ⇒ 原則自宅待機
- (2) 生徒が登下校中の場合 ⇒ 近くの建物等に避難
- (3) 生徒が在校の場合 ⇒ 学校待機（避難行動）

【生徒のとりべき行動】

生徒は自らの安全を確保し、学校及び自治体等の指示に従う。

ウ 自宅待機の解除について

自宅待機は「弾道ミサイルが日本の領海外の海域に落下したとの情報」や「日本上空を通過したとの情報」が発信され、城東高校のホームページに自宅待機解除の旨を掲載されるまでとします。

【生徒のとりべき行動】

生徒は各自で情報を確認し、安全を確認して登校するが、万一のことを考えて不審物等には近寄らない。

「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校における対応方針

(1) 学校の対応方針



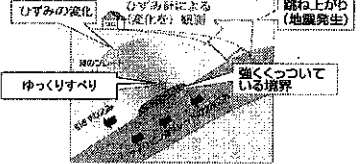
情報名	学校の対応		
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	学校活動の継続と警戒対応(注意対応)の準備		
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	次の 判断基準 により、A・Bのいずれかとする A 1週間程度の臨時休業(週休日・休日を含む) B 原則として、3日間の臨時休業(週休日・休日を含む)		
中学校・高等学校 注3	巨大地震警戒(半割れ)		
「津波浸水または土砂災害」の可能性が高い	A		
「津波浸水かつ土砂災害」の可能性が低い	B		
特別支援学校	巨大地震警戒(半割れ)		
学校の地理的条件に関係なく	A		
判断基準			
学校の地理的条件による分類			
土砂災害の可能性	津波浸水の可能性	学校の種類による分類	
		自力で避難が可能	避難する際、配慮や支援が必要
土砂災害警戒区域内または隣接している	津波浸水想定区域内または隣接している地域等	A	A
	津波浸水想定区域外	A	A
土砂災害警戒区域外	津波浸水想定区域内または隣接している地域等	A	A
	津波浸水想定区域外	B	A
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	C 注意対応をとりながら、原則として、学校活動を継続		
・南海トラフ地震臨時情報 (調査終了) ・国からの呼びかけ	平常の学校活動を継続		

注1 国からの呼びかけ(注意する措置解除)が発表されても、巨大地震発生の可能性はなくなったわけではないことに留意すること。

注2 津波浸水想定及び土砂災害警戒区域については、徳島県防災・減災マップ、徳島県水防・砂防情報マップ(徳島県ホームページ)を参照のこと。

注3 市町村立学校については、本方針を参考に市町村教育委員会の方針に基づくこと。

参考 気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」について

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (4つのキーワード付記)	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	<p>「半割れケース」に相当する現象と評価した場合</p> <div data-bbox="890 622 1369 987" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>半割れ 南海トラフの東側だけで大規模地震が発生 (西側が未破壊)</p> <p>南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生</p>  <p>西側でも大規模地震発生の可能性</p> </div>
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	<p>「一部割れケース」/「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合</p> <div data-bbox="619 1160 938 1435" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 48%;"> <p>一部割れ 南海トラフの中で比較的大きい地震が発生 (M7クラス)</p> <p>南海トラフで地震(M7クラス)が発生</p>  <p>南海トラフの大規模地震の前震か？</p> </div> <div data-bbox="978 1160 1361 1435" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 48%;"> <p>ゆっくりすべり プレート境界面の異常なすべり</p>  <p>ひずみの変化 ひずみ貯けによる すべり速度(変化なし) 観測 すべり速度(地震発生) ゆっくりすべり 速くつついて いる境界</p> </div>
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒) (巨大地震注意) のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○「南海トラフ地震臨時情報」啓発動画 徳島県 (令和2年7月)
 「南海トラフ巨大地震に備える ～臨時情報を活用した防災対応について～」
 YouTube「徳島県チャンネル」

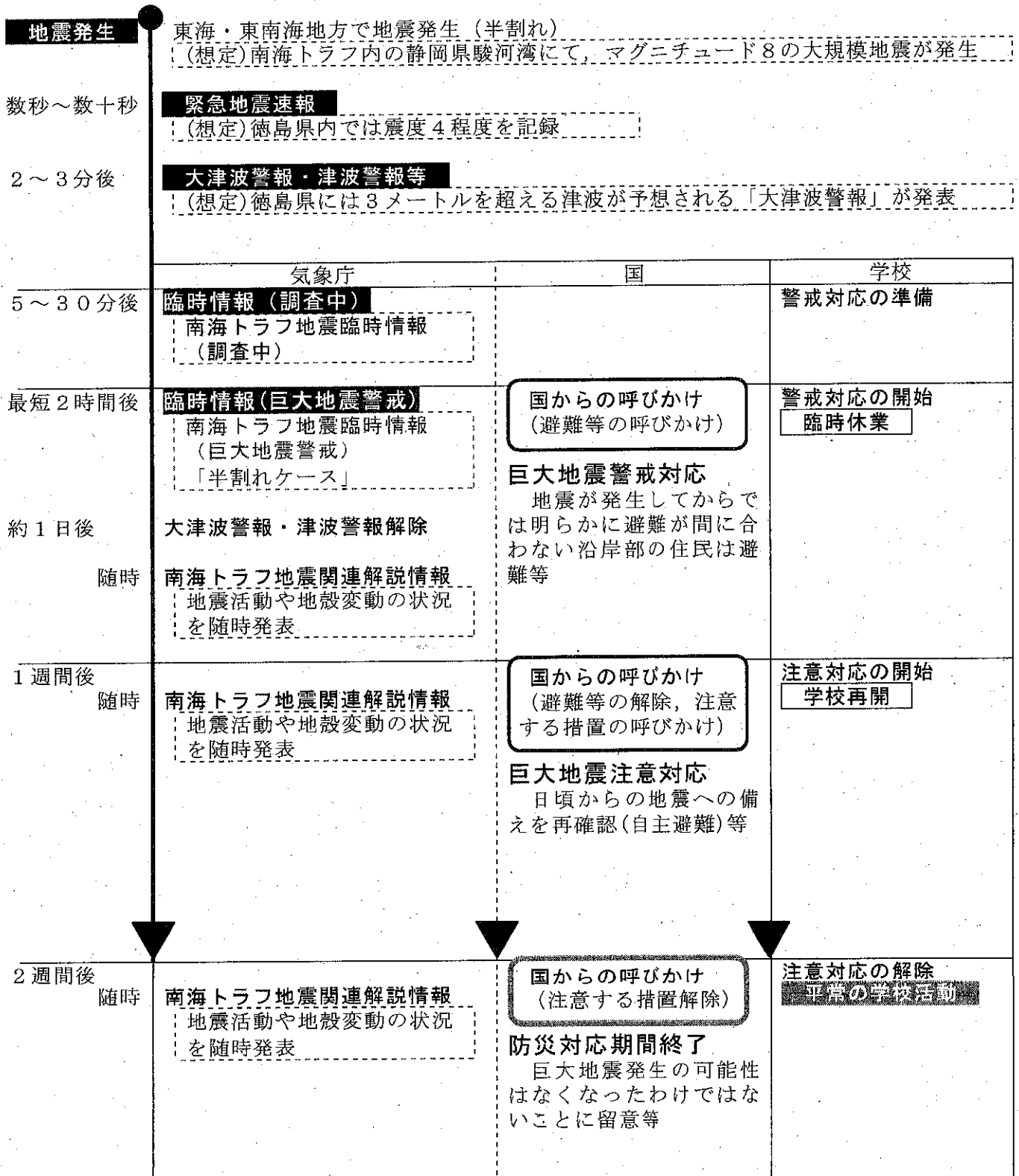
・ダイジェスト版
<https://youtu.be/s156aPJ5AY0>

・フル版
<https://youtu.be/xwfnp21qexg>



(2) 対応A [半割れ 津波浸水または土砂災害の可能性の高い場合]

タイムライン



具体的対応

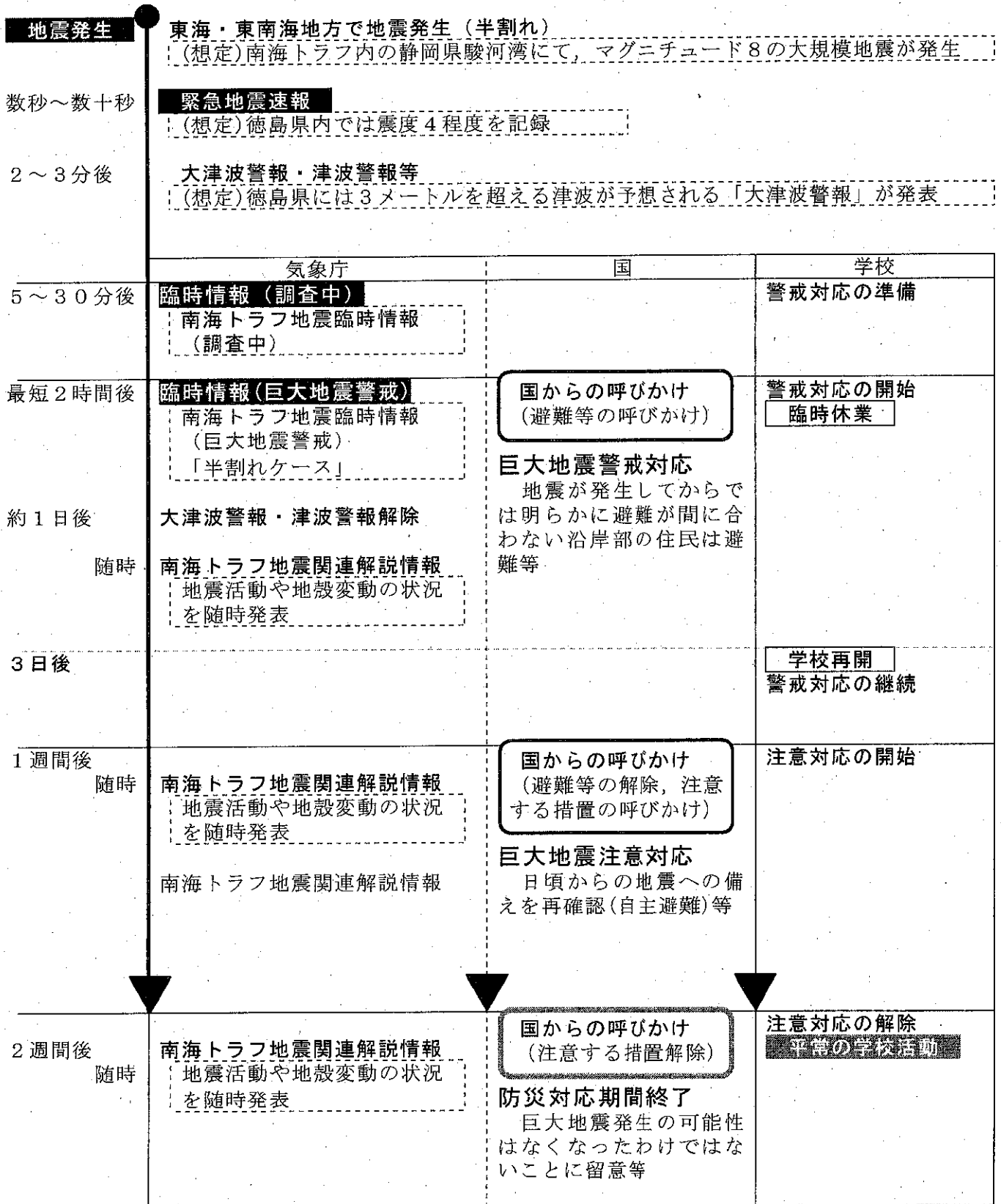
(注) 津波災害警戒区域内では、大津波警報等に対し、児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
緊急地震速報、 大津波警報、 津波警報 等への対応	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 児童生徒等の安全確保 STEP 2 避難 STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認 STEP 4 避難した後の学校の対応 STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 安全な方法で関係する 教職員は学校へ参集 STEP 2 教職員が参集した後の 学校対応
臨時情報 (調査中) 警戒対応の準備	基本対応の確認 ○地震関連の情報収集 ○児童生徒等の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認	基本対応の確認 ○関係教職員の参集 ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄) の確認
臨時情報 (巨大地震警戒) 国からの呼びかけ (避難等の呼びかけ) 警戒対応の開始 臨時休業	南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等の安全確保・安否確認 ○保護者への引渡しと今後の対応を周知 ○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された 場合の対応	関係教職員の参集・対策会議 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制 の確認 ○市町村から学校が避難所に指定 された場合の対応
	○臨時休業の期間中に、教育活動再開に向けての検討・準備 ・指導計画の見直しと指導體制等の検討 ・教育相談体制の補充 ・地域連携体制の確認 ・対応状況の記録と報告	
国からの呼びかけ (避難等の解除,注意 する措置の呼びかけ) 注意対応の開始 学校再開	臨時の職員会議(学校再開に向けての検討) ○地震関連の情報収集し、学校再開の検討・判断 ○児童生徒等の状況把握、学校施設の安全確認、児童生徒等の通学路等の安全確保 ○関係機関・市町村・県教委との連携・協議 ○児童生徒等・保護者へ学校再開について連絡 ○県教委への報告	
	○注意対応の維持と地震情報の収集 ○児童生徒等の心身状態、家庭状況の把握 ○各校の状況に応じた教育活動の再開	
国からの呼びかけ (注意する措置解除) 注意対応の解除 平常の学校活動	○平常の学校活動の継続	

事前避難対象地域内にある学校は、臨時休業中、安全な場所への移動・避難を検討し、学校再開に備える。

(3) 対応B [半割れ 津波浸水かつ土砂災害の可能性の低い場合]

タイムライン



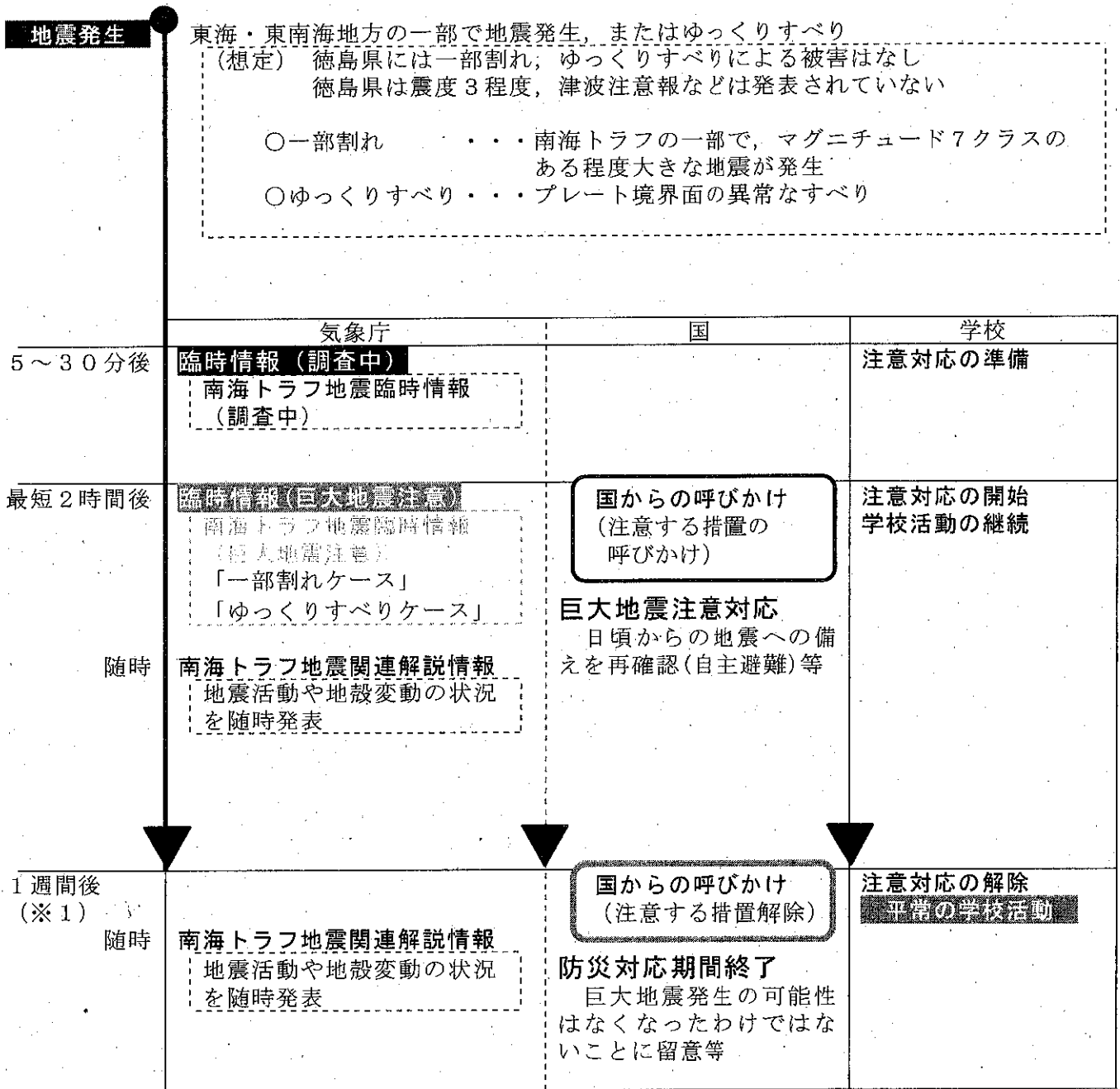
具体的対応

(注) 児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
緊急地震速報への対応	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 児童生徒等の安全確保 STEP 2 避難 STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認 STEP 4 避難した後の学校の対応 STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 安全な方法で関係する教職員は学校へ参集 STEP 2 教職員が参集した後の学校対応
臨時情報(調査中) 警戒対応の準備	基本対応の確認 ○地震関連の情報収集 ○児童生徒等の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認	基本対応の確認 ○関係教職員の参集 ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認
臨時情報(巨大地震警戒) 国からの呼びかけ(避難等の呼びかけ) 警戒対応の開始 臨時休業	南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等の安全確保・安否確認 ○保護者への引渡しと今後の対応を周知 ○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応	関係教職員の参集・対策会議 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童生徒等・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応
学校再開 警戒対応の継続	臨時の職員会議(学校再開に向けての検討) ○地震関連の情報収集し, 学校再開の検討・判断 ○児童生徒等の状況把握, 学校施設の安全確認, 児童生徒等の通学路等の安全確保 ○関係機関・市町村・県教委との連携・協議 ○児童生徒等・保護者へ学校再開について連絡 ○県教委への報告	
国からの呼びかけ(避難等の解除, 注意する措置の呼びかけ) 注意対応の開始	○注意対応の維持と地震情報の収集 ○児童生徒等の心身状態, 家庭状況の把握 ○各校の状況に応じた教育活動の再開	
国からの呼びかけ(注意する措置解除) 注意対応の解除 平常の学校活動	○平常の学校活動の継続	

(4) 対応C [一部割れ, ゆっくりすべり の場合]

タイムライン



(※1)

一部割れ . . . 1週間後

ゆっくりすべり . . . すべりの変化が収まってから, 変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで

具体的対応

(注) 児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
<p>臨時情報 (調査中)</p> <p>注意対応の準備</p>	<p>基本対応の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震関連の情報収集 ○児童生徒等の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認 	<p>基本対応の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所,避難所,備蓄)の確認
<p>臨時情報 (巨大地震注意)</p> <p>国からの呼びかけ (注意する措置の呼びかけ)</p> <p>注意対応の開始 学校活動の継続</p>	<p>南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の教育活動継続の判断 ○児童生徒等の安全確保・安否確認 ○保護者へ今後の対応を周知 ○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応 <p>○注意対応をとりながら、学校活動を継続</p>	<p>関係教職員の参集・対策会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の教育活動継続の判断 ○児童生徒等・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応
<p>国からの呼びかけ (注意する措置解除)</p> <p>注意対応の解除 平常の学校活動</p>	<p>○平常の学校活動の継続</p>	

避難所運営支援計画

ア 避難所運営支援の基本的流れと期間

大災害が発生し、学校が被災・学校が地域の避難所となった場合			
避難所運営支援	被災後	避難者が学校へ避難	(1) 避難所の開設
	被災後	1日程度	(2) 避難所運営委員会の開催
	被災後	2～3日程度	(3) 避難所の運営
	被災後	4日以降 (最長1週間以内)	(4) 避難所の運営を市町村、地域自主防災組織、避難者自治組織へ移行

イ 学校が避難所となった場合の収容場所と収容人数・禁止場所区域

収容場所	人数	立入禁止場所	理由
体育館 (大アリーナ)	535人	本館全室 (礼法室, 保健室を除く), 職員室 (体育教官室)	災害対策本部設置のため
体育館 (小アリーナ)	300人		
多目的ホール・文化のための部屋	99人		
柔道場	84人	放送室	緊急機材設置のため
剣道場	84人	化学準備室	薬品等があるため
※礼法室	16人 (救護・治療用)	調理室	炊き出しに使用 (火気があるため)
		進路室	個人情報保管のため
		保健室, 礼法室	薬等があるため
※本館は原則外部の者は立入禁止とする。			

校内地図：

校内避難経路図を参考

ウ 学校が避難所となった場合に備えて、管理責任がある市町村と協議し、取り決めた内容

連絡体制、開錠等

○校舎が開いていない場合

徳島市危機管理課（088-621-5529）から要請連絡を受けると、学校関係者が鍵を開ける。

開錠者は開錠後直ちに学校管理責任者

- ① 木屋村浩章 校長
- ② 多田 秀穂 教頭
- ③ 長尾 真紀 教頭
- ④ 須見 市子 事務課長
- ⑤ 学校警備会社セコム（Tel 088-623-3600）
- ⑥ 県教委・教育政策課（Tel 088-621-3115）

の順に連絡を取る。

○校舎が開いていて、通常の教育活動が行われている場合

徳島市危機管理課（088-621-5529）から要請連絡を受けると、学校関係者（原則的に火元責任者）が、学校管理責任者の指示を受け開放施設を準備する。

連絡先は、① 徳島県立城東高校 Tel 088-653-9111

役割分担

市町村：①負傷者等への対応 ②緊急物資の準備・搬入 ③避難者家族等への連絡

④その他の対応

学 校：①開錠 ②避難者の誘導 ③負傷者等への応急処置

④緊急物資の搬入補助 ⑤避難者家族への連絡補助 ⑥その他の補助活動

警報等発令時、市民が一時的に本校に待避場所として避難してきた場合は、待避場所として準備、提供する。その上で、

徳島市危機管理課 Tel 088-621-5529（088-621-5528）

徳島県教育委員会教育政策課 Tel 088-621-3115

に連絡をする。

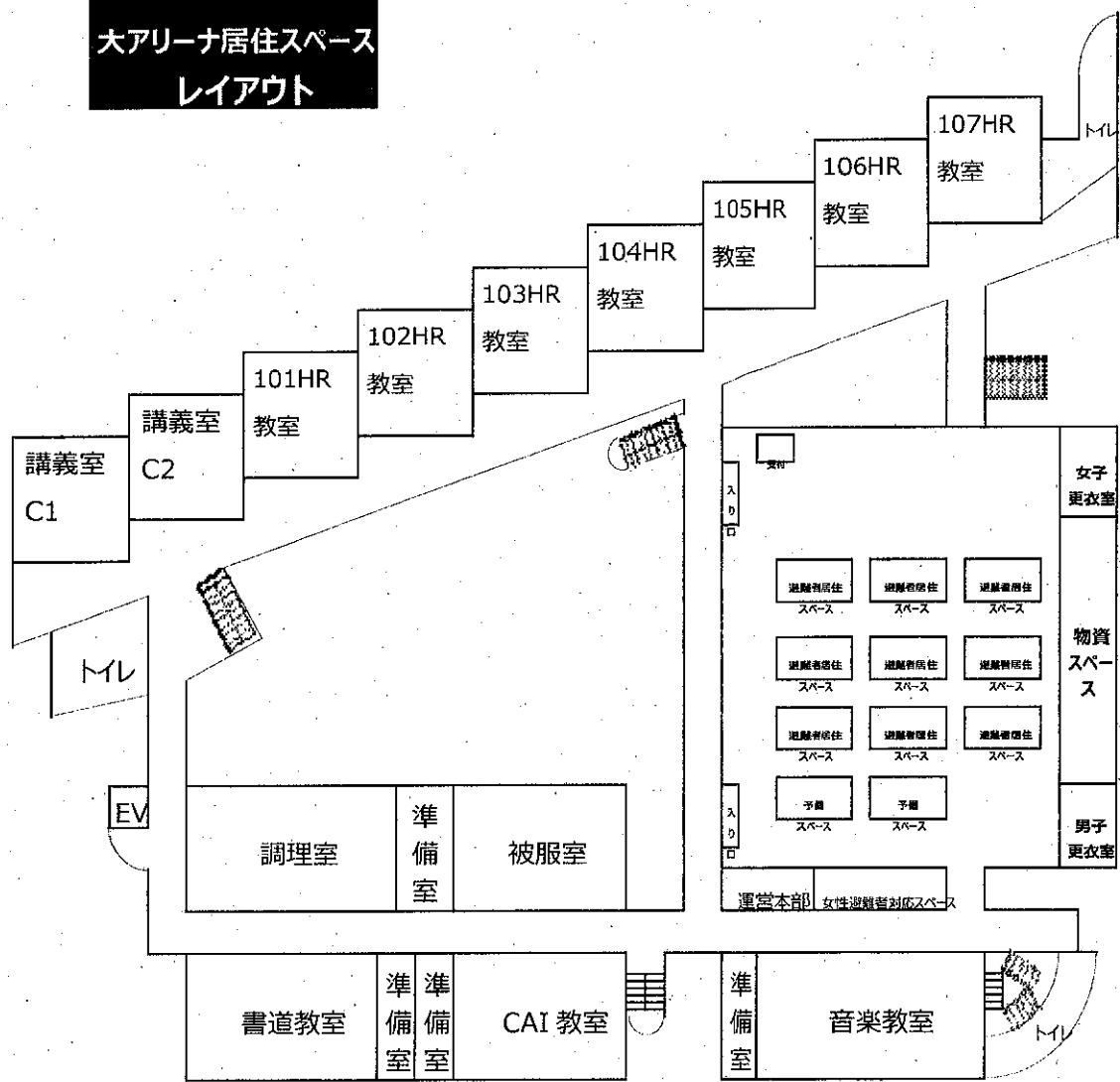
エ 学校が避難所となった場合に、使用する備蓄品

備蓄品名	数量	保管場所	使用期限	管理責任者	確認日
水	1080	小アリーナ キャットウォーク	1年	長尾 教頭	R6.4.1
非常食（1食）	1860	家庭科準備室	.3年	高木 教諭	R6.4.1
毛布	150	多目的ホール前		高木 教諭	R6.4.1

オ 避難所運営支援のための役割分担（発災後初期段階において、避難所の運営を市町村と地域自主防災組織へ移行するまでの役割）

班名	担当者名	役割
全体総括	木屋村校長 多田 教頭 長尾 教頭 須見 事務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の決定および連絡・指示 ・教育委員会、市町村、PTA等との連絡調整、報告 ・報道機関等への対応 ・情報収集
総務班 （企画総務課長・防災課長・教務課長）	*大柳 教諭 高木 教諭 中川 教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営事務局および各班への連絡調整 ・避難所記録 ・地域との連携 ・その他
被災者管理班 （事務室）	*黒田 係長 奈木 主査 松永 主任主事 吉川 主任 事務職員	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿管理 ・問い合わせへの対応 ・取材への対応 ・郵便物・宅配物の取り次ぎ
食料・物資班 （特活課）	*藤枝 教諭 松田 教諭 藤本 教諭 田尾 教諭 特活課員	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・物資の調達・受入・管理・配給 ・炊き出し
施設管理班 （生徒・人権教育課）	*鈴木 教諭 吉田 教諭 新治 教諭 橋本 教諭 生徒・人権教育課員	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所対応 ・防火、防犯、警備
保健・衛生班 （保健・教育相談課）	*宮久保 教諭 葉久 教諭 立石 養護教諭 外磯養護助教諭 保健・教育相談課員	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理、ゴミ、トイレ、掃除 ・医療・介護活動 ・生活用水の管理 ・生活環境の整備
ボランティア班 （企画総務・環境防災課・学年主任・HR正担任）	*野々村教諭 西岡 教諭 福岡 教諭 赤井 教諭 佐藤 教諭 *島田 教諭 *松田 教諭 *安友 教諭 企画総務・環境防災課員・各HR正担任	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受入・管理 ・各種団体との連携 ・避難所の市町村等防災組織への移行準備 ・避難者の要望などの調査
学校再開・情報班 （図書情報・教務・進路課）	*中川 教諭 眞鍋 教諭 鏡石 教諭 中村 教諭 教務・図書情報・進路課員	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育活動を再開するために必要な作業と準備 ・避難所内外情報収集 ・避難所外向け情報発信 ・避難所内向け情報発信

大アリーナ居住スペース
レイアウト



新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営

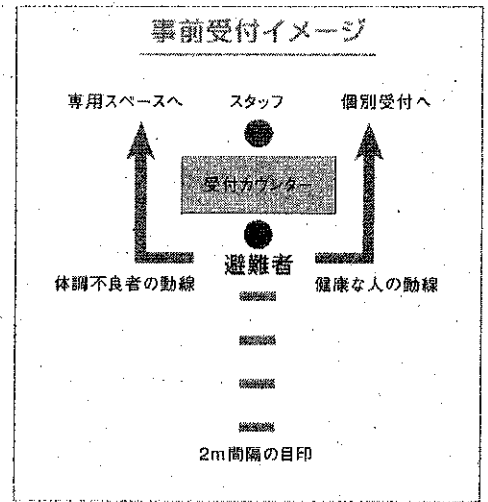
ア 事前受付（健康な人と発熱・体調不良者の確認）

「事前受付」は、避難所に訪れた人が最初に立ち寄る場所、体育館等の避難所に入る前に検温や体調確認を行い、「健康な人」と「発熱や体調不良のある方」の動線を分けてそれぞれの居住スペース及び専用スペースに案内する。

- 事前受付はできるだけ避難所入口の外に設置する。
- 避難者が2m間隔で並ぶよう立ち位置の目印を付する。
(運営スタッフによる声かけも行う)
- 検温と消毒を必ず行い、「健康な人」と「発熱や体調不良のある方」の動線を分ける。
- 発熱や体調不良のある方を専用スペースに案内するスタッフはPPE（個人防護具）を装着する。
- 持ち物の確認や健康状態のチェック等、対面での会話を行う際は飛沫感染防止スクリーン等を設置する。



事前受付の
解説動画はこちら
<https://youtu.be/0Mz71DgqY>



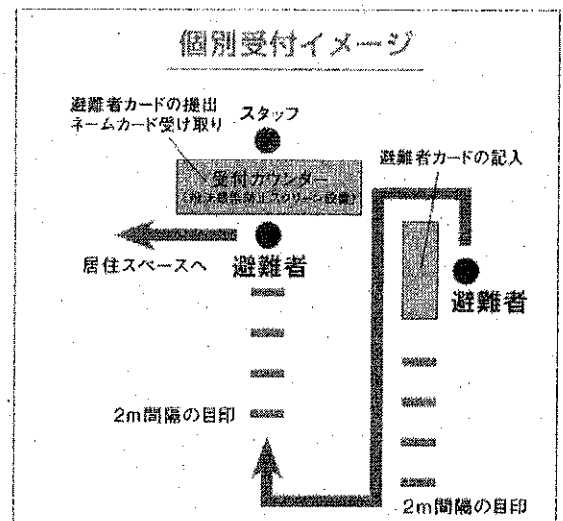
イ 個別受付（避難所への入所手続き）

健康な人が事前受付後に向かう「個別受付」では、「避難者カード」を運営スタッフに提出し、避難所の入所受付を行う。受付担当者は避難者カードを受け取った後に、入所の証明となる「ネームカード」を避難者に渡し、居住スペースへと移動してもらおうと促す。

- 避難者が2m間隔で並ぶよう立ち位置の目印を付する。
(運営スタッフによる声かけも行う)
- 避難者カード記入の際も間隔を空ける。
- 筆記用具は使い回しせず、クリップペンシルを活用するなど、各避難者で別のものを使用、もしくは毎回消毒を行う。
- 受付では飛沫感染防止スクリーン等を設置する。
- 受付ではネームカードを避難者に渡す。
(ネームカードのない避難者は避難所の出入り不可とする)
- マスクを持参していない避難者については、受付に用意して配布する。



個人受付の
解説動画はこちら
<https://youtu.be/8L9NP8q8k>



ウ 居住スペース（健康な人のスペース）

「居住スペース」は、健康な人が避難生活を送るための場所。
避難者同士の3密を回避するため、1人当たりのスペースを通常より広く確保することが重要となる。



居住スペースの
解説動画はこちら
<https://youtu.be/2HUVAA8Rg>

- 1人当たりのスペースは4㎡以上、通路幅は2m以上確保する。
- 「パーティション」や「テント」を積極的に活用する。
- 居住区画は、住所（コミュニティ）、性別、ニーズ、要配慮の状況等を考慮した割振りを行う。（区画の番号振りを推奨）
- 施設内の換気や共用部分（ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口等）の消毒を徹底する。
- 毎日検温と体調の確認を行う。
- 居住スペースから体調不良者が出た場合、可能であれば隔離スペースを設けて聞き取りを行い、発熱・体調不良者用の動線を通り専用スペースへ移動する。

避難所の広さや状況に応じて パーティションタイプを選択



■ 段ホールタイプ1人用

■ 段ホールタイプ4人用

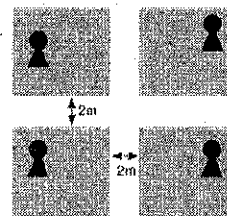


■ 簡易パーティション

■ ワンタッチテント

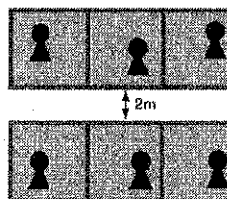
■ 大型テント

パーティションなし



1人当たりのスペースは4㎡以上を確保

パーティションあり



1人当たりのスペースは4㎡以上を確保

エ 専用スペース（発熱・体調不良者等のスペース）

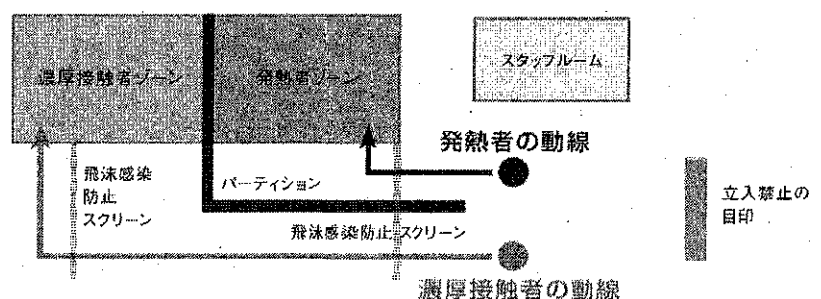
発熱や体調不良のある方には「専用スペース」を設ける必要がある。
専用スペース内では、感染症対策が特に必要となる。スタッフは必ずPPEを装着して対応するようにする。



専用スペースの
解説動画はこちら
<https://youtu.be/8f1R1E98d>

- 専用スペースは可能な限り個室にすることが望ましいが、やむを得ず同室にする場合はパーティションで区切るなどの工夫をする。
- 専用スペースには「専用トイレ」を確保することが望ましい。
- 施設内の換気や共用部分（ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口等）の消毒を徹底する。
- 毎日検温と体調の確認を行う。
- スタッフはPPEを装着する。
- 発熱者ゾーンと濃厚接触者ゾーンへの動線をパーティション等で仕切る。

1つの教室等を2つのゾーンに区切る場合の設置例



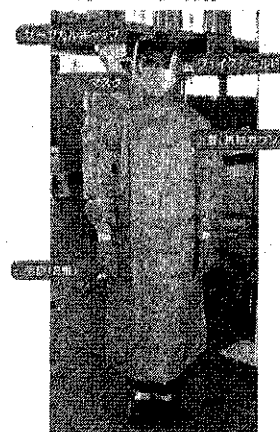
オ PPE（個人防護具）

事前受付で発熱や体調不良のある方と長時間接する可能性のあるスタッフや、専用スペースのスタッフは、必ずPPEを装着するようにする。その他のスタッフは最低限、眼の防護具（フェイスシールド等）とマスクを装着することが望ましい。



PPE 装着の
解説動画はこちら
<https://www.bs-bn.co.jp/BSB04A/BS/>

[PPEの着用例]



- 事前受付で発熱や体調不良のある方と長時間接する可能性のあるスタッフや専用スペースのスタッフは必ずPPEを装着する。
- その他のスタッフは眼の防護具（フェイスシールド等）とマスクを最低限装着する。
- 眼の防護具は目を覆うことができるもので代替可。
- 上着（長袖ガウン）については、レインコート（カッパ）など、体を覆うことができ、破棄できるもので代替可。撥水性があることが望ましい。

カ 食事の受け渡し

食事の配食方法は、居住スペースと専用スペースによって異なる。居住スペースの避難者は配食カウンターで食事を直接受け取るが、発熱者や濃厚接触者への配食は、スタッフが専用スペースの入口（立入禁止の手前）まで食事を運び、PPEを装着したスタッフへと受け渡す。



食事の受け渡しの
解説動画はこちら
<https://www.bs-780436/bs/>

- 一人分ずつ小分けにして配食する。
- 順番制にするなど、配食時の密を避けるための工夫をする。
- 食器は使い捨て容器またはラップをしたものを使用する。
- 健康な人は配食カウンターで個別に食事を受け取る。
- 健康な人は飛沫感染を防ぐため、できるかぎり自身の居住スペース内の食事が望ましい。
- 発熱・体調不良者の食事は配食スタッフが専用スペース入口まで運び、専用スペーススタッフが受け取り配食する。

キ ゴミ処理（専用スペース）

発熱、咳等の症状が出た方のための専用スペースでは、鼻水等が付着したマスクやティッシュ、おむつ等のゴミ処理にも気を配る必要がある。



ゴミ処理の
解説動画はこちら
<https://www.bs-114626/bs/>

- 手袋を2重に装着し、ゴミが一杯になる前に処理をする。
- ゴミに直接触れないように空気を抜いてしっかり縛る。
- アルコール消毒を行う。
- 2重にしていた外側の手袋を2枚目のゴミ袋に捨てる。
- ゴミ袋を2重にしてしっかり縛る。



ク 分散避難

避難所での3密を避けるための分散避難という考え方に沿って、指定されている避難所のほか、サブ避難所と呼ばれる避難所が開設されたり、グラウンド等に車中泊する場合もある。



分散避難の
解説動画はこちら
<https://www.bs-151426/bs/>

・ファーストエイド実施の手引き

(兵庫県こころのケアセンター

学校教育活動の再開に向けての計画

ア 学校教育活動の再開に向けて目標日数および確認事項・作業内容・協議事項

目標日数		確認事項・作業内容・協議事項
大災害発生後	避難所の開設	○避難者の受け入れ及び避難所の運営支援
被災の状況に応じる	学校再開準備 班の設置	○市町村・地域自主防災組織・避難者自治組織への避難所運営組織の移行 ○学校再開班の始動 ○生徒及びその家族の安否確認 ○生徒の住居の被害状況確認 ○教職員及びその家族の安否確認 ○教職員の住居の被害状況 ○校舎・校庭の被害状況確認 ○ライフラインの被害状況確認 ○通学路など地域の被害状況確認
被災の状況に応じる	応急教育Ⅰの 実施	○カウンセリング・心のケア等を実施し、生徒の心身の健康状態の回復・維持（ストレス軽減） ○教育委員会からの調査依頼に対し、被害実態の報告 ○仮登校日の日程協議（生徒・保護者への連絡） ○校舎等被害に対する応急措置 ○ライフライン、トイレの復旧 ○教室の確保（被災状況に応じ、他施設の借用、仮設教室の建設） ○通学路の安全確保 仮登校日の実施 ・登校可能な生徒の人数確認 ・生徒の心理面の状況把握 ・勤務可能な教職員の人数確認 ・生徒の学習に必要な教科書・学用品の確認 ○応急教育Ⅱの計画の作成 ○生徒の心のケアの体制整備（カウンセリング） ○ライフライン復旧の確認 ○通学路・学区の安全の点検の実施 ○授業再開の日程協議（生徒・保護者への連絡） ○校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設 ○授業形態の工夫（二部授業等） ○不足教職員についての応援体制・配置・授業等の対応 ○可能な範囲の教科書等の確保 ○生徒の心のケア対策の支援体制（スクールカウンセラー招聘） ○避難所（避難者）の理解
被災の状況に応じる	応急教育Ⅱ の実施	○授業場所の対応 ○授業形態の工夫 ○施設の被害・登校できる生徒数などの実情を踏まえた適切な応急教育Ⅱの実施 ○教科書等の確保 ○欠授業時数の補充と授業の工夫、生徒の学力補充 ○被災生徒の大学入試選抜等における配慮 ○各学年の課程の修了及び卒業における配慮 ○被災生徒への就学援助等
被災の状況に応じる	平常時の学校教育活動の再開	

イ 応急教育Ⅰ・Ⅱを実施するための場所・内容・形態

(7) 応急教育Ⅰ

- 場所：校庭，特別教室等
- 内容：カウンセリング，運動，講話等
- 形態：避難所運営が市町村，地域自主防災組織，避難者自治組織主体の運営となったら，参加できる生徒を対象に，学年，HRに関係なく実施する。

(4) 応急教育Ⅱの実施場所及び形態

	状況等	場所及び応急教育Ⅱの形態
第1 予定 場所	条件 ・施設の被害が軽微な場合 ・生徒の7割以上が登校	場所：校舎を使用して応急教育Ⅱを実施する。 形態：平常のクラスにて，短縮授業を実施する。
第2 予定 場所	条件 ・施設の被害が相当に甚大な場合 ・生徒の5～7割以上が登校	場所：校舎を使用して応急教育Ⅱを実施する。 形態：クラスの再編制にて，午前のみ授業実施する。
第3 予定 場所	条件 ・施設の使用が全面的に不可能な場合 ・生徒の5～7割以上が登校	登校可能な生徒数を確認の上，受け入れ施設を確保 ↓ 人数を受け入れ施設に応じてグループ分けをする。 形態：クラスの再編成にて，3年は平常授業を実施する。

ウ 学校教育活動の再開のために，必要な物資を揃えるための連絡先

物資名	連絡先	電話番号
教科書	県教育委員会	088-621-3134

防災教育及び防災訓練についての年間計画

ア 学校防災教育の年間計画イ 防災訓練等の年間行事計画

月	教科等	科目	単元	主な内容
5月	地歴	地理総合	世界の地形	プレートの運動とさまざまな境界 火山と地震の活動
5月	理科	地学基礎	固体地球とその変動	地震と災害 火山の噴火と災害 地球環境の変化
6月	数学	数学Ⅱ	指数・対数	地震エネルギーを対数で表したものをマグニチュードという。
9月	地歴	地理総合	日本の自然の特徴と人々の生活	日本の地形 活断層・構造線 開発に伴う災害と防災
9月	国語	文学国語	小説「朝のヨット」	ヨットによる遭難を題材とした小説を通して当事者たちの心情を考える。
10月	地歴	日本史探究	関東大震災	被害状況とその後の震災恐慌による日本経済へのダメージ。その後の防災への取り組み。
10月	公民	公共	地方自治と住民の福祉	地方自治の組織と運営
1月	英語	英語 論理表現Ⅰ	Uni+3 Preparing for a natural disaster	在留外国人向けの防災パンフレットを作成することにより、防災のためにすべきことは何か、またその必要性を考える。
2月	家庭	家庭基礎	安全にくらす	火災・自然災害への対策の方法について建物の構造、室内環境、避難場所、経路などについて考える。
2月	地歴	日本史探究	享保の改革	明暦の大火を教訓にした広小路・火除地の設置や町火消いは47組の整備
2月	地歴	日本史探究	寛政の改革	困米や七分積金などの防災対策
2月	ホームルーム活動		災害と人権	実例を基に防災の意識を高め、命の大切さと被災時の人権について考える。

月	行事名・訓練の内容	対象	担当
4月	防災オリエンテーション、避難ルート確認	教職員、各HR防災担当	防災クラブ
5月	火災想定避難訓練 職員研修、防災担当生徒研修、備蓄品点検	本校生徒、教職員、地域住民等 教職員、各HR防災担当	環境・防災課
6月	Jアラート緊急地震速報対応訓練 心肺蘇生法実習	本校生徒/教職員 本校生徒	環境・防災課 環境・防災課
7月	心肺蘇生法実習	教職員	環境・防災課
9月	地域防災啓発活動	本校生徒、教職員、保護者、地域住民等	防災クラブ
10月	地震津波想定避難訓練	本校生徒、教職員	環境・防災課
11月	Jアラート緊急地震速報対応訓練	本校生徒、教職員	環境・防災課
2月	防災研修	本校生徒、教職員	防災クラブ

イ 防災訓練実施計画および自己評価
(地震・津波避難訓練 編)

防災訓練チェックシート		チェック日	月 日
防災訓練日程	令和6年10月実施予定		
内 容	・地震・津波を想定しての避難訓練 環境・防災課作成の「地震津波発生を想定しての避難訓練(案)」に基づき実施		
そ の 他			
防災訓練を実施して、次の項目について自己評価をしてみましょう。 ○：できている △：改善の余地あり ×：できていない			
項	目	チェック	
(ア) 地震発生時の安全確保について			
	・机の下などに入ったり、頭部を保護したりする行動は、迅速に正しくなされたか。		
	・教職員は、決められた指示を明確にできたか。		
	・全校的指示は適切であったか。		
	・配慮を要する生徒等への対処は適切であったか。		
(イ) 4階大アリーナへの避難について			
	・避難経路での混雑等はなかったか。		
	・避難経路で地震時に避難の妨げとなる危険箇所はなかったか。		
	・生徒の避難行動に問題はなかったか。		
	・避難場所や避難経路の選択は適切であったか。		
(ウ) 4階大アリーナでの対処			
	・生徒の行動に問題はなかったか。		
	・予定された非常持ち出し物等はそろっていたか。		
	・教職員は予定された役割を遂行できたか。		
	・生徒の人員確認は迅速にできたか。		
	・情報の収集のための機材、手段は確保されたか。		
(エ) 問題点の集約(集点づけ)と改善策			
	・改善すべき問題はどのようなものか。 ----- ----- -----		
	・次回の訓練計画をどう修正すればよいか。 ----- -----		

(火災避難訓練 編)

防災訓練チェックシート		チェック日
防災訓練日程	令和6年5月実施予定	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の確認訓練並びにシューターの設置訓練 ・環境・防災課作成の「火災発生を想定しての避難訓練(案)」に基づき実施 	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	
防災訓練を実施して、次の項目について自己評価をしてみましょう。 ○：できている △：改善の余地あり ×：できていない		
項	目	チェック
(ア) 校舎外への避難について		
	・避難経路での混雑等はなかったか。	
	・避難経路で火災発生時に避難の妨げとなる危険箇所はなかったか。	
	・生徒の避難行動に問題はなかったか。	
	・避難場所や避難経路の選択は適切であったか。	
	・配慮を要する生徒等への対処は適切であったか。	
(イ) 校庭での対処		
	・校庭での生徒の行動に問題はなかったか。	
	・非常持ち出し物はそろっていたか。	
	・教職員は予定された役割を遂行できたか。	
	・生徒の人員確認は迅速にできたか。	
	・情報の収集のための機材、手段は確保されたか。	
(ウ) 問題点の集約(集点づけ)と改善策		
	・改善すべき問題はどのようなものか。	

	・避難計画をどう修正すればよいか。	

徳島県立城東高等学校地震防災規程

(目的)

第1条 この規程は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、城東高校に勤務し又は出入りするすべての者に適用する。

(組織)

第3条 南海トラフ地震が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表第1のとおり指定する。

- (1) 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- (2) 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

(隊長等の権限)

第4条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもつ。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故のあるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(職員)の責務

第5条 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した職員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

(隊長等の業務)

第6条 隊長等は、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等、南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
 - (2) 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
 - (3) 避難誘導班に生徒等の避難誘導にあたらせること。
 - (4) 生徒等をグラウンド又は大アリーナに集合させ避難させること。
 - (5) 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- 2 隊長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合は、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 情報収集連絡班に南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）に関する情報の収集にあたらせること。
 - (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された

ことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。

(住民事前避難対象地域の場合) 該当□・非該当■

- (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、避難誘導班に退避後の来客者等に対する避難誘導にあたらせること。
- (4) 前号に掲げるほか、後発の地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- (5) 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合、建物内の状況等から防災に関する業務の終了が適当と判断したときは、地震防災隊へ防災に関する業務の終了を指示する。

(情報収集連絡班の業務)

第7条 情報収集連絡班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集に努め、随時隊長に報告すること。
 - (2) 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を次号に定める手段を用い、生徒等に伝えること。
 - (3) あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた生徒等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。
- 2 情報収集班は、南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された場合は、次の活動を行うものとする。
- (1) 隊長の指示に基づき、ただちに南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意)に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。
 - (2) 隊長の指示に基づき、南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意)に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を使い、来館者及び従業員等に伝えること。
 - (3) あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた来館者等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されること及び業務時間内・通勤時間外等の時間帯を考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

(避難誘導班の業務)

第8条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに目立つ位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等の必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。
- (2) 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、生徒等を避難誘導すること。
- (3) 避難誘導の際には、拡声器等用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の防止に努めること。
- (4) 生徒等の避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

(住民事前避難対象地域の場合) 該当□・非該当■

2 避難誘導班は、南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された場合は、次の活動を行うものとする。

- (1) 隊長の指示に基づき速やかに別図1の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所(別図2)までの経路を示した地図の提出等の必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。
- (2) 隊長から避難開始の指示を受けたときは、避難後の来館者等を避難誘導すること。
- (3) 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- (4) 来館者等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

(その他不測の事態)

第9条 隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この防災規程どおりに活動することが困難又は適当でない判断したときは、これらによらないことができる。この場合は、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

2 各班の班長は、班がこの防災規程どおりに活動することが困難又は適当でない判断したときは、直ちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合)

第10条 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、地震防災隊は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合)

第11条 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合、地震防災隊は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合)

第12条 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合、地震防災隊は、隊長の指示に基づき、防災に関する業務を終了する。

(防災訓練)

第13条 隊長が行う防災訓練は、消防計画に規定される訓練の実施時に、次の各号の訓練を追加して実施するものとする。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う防災訓練には、積極的に参加するものとする。

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練
- (2) 津波からの避難に関する訓練
- (3) その他前各号を統合した総合防災訓練

(防災教育)

第14条 隊長が 生徒等 に対して行う防災教育は、消防計画に規定される防災教育の実施時に、次の各号の項目を追加して実施するものとする。

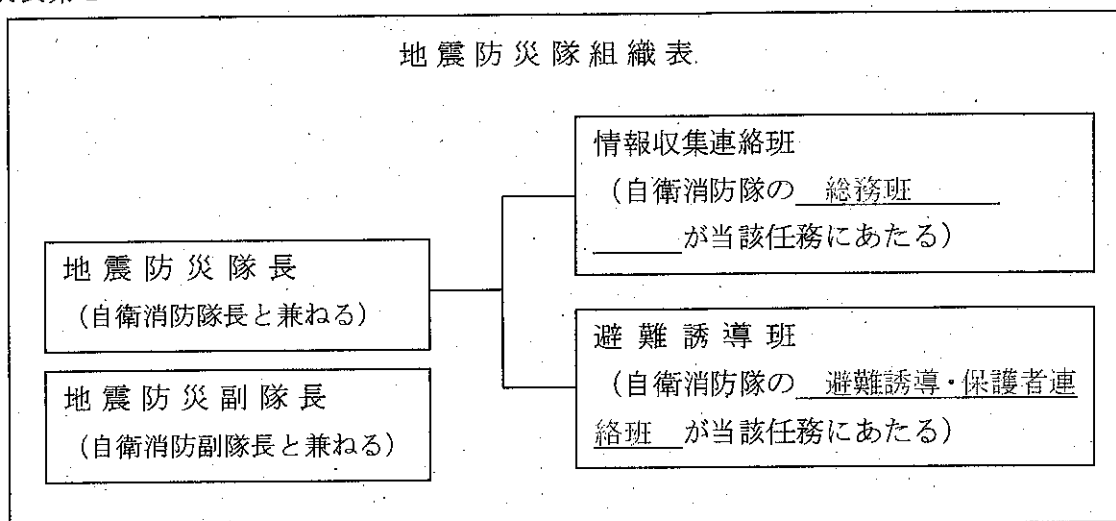
- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合に従業員等が果たすべき役割
- (6) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (7) 生徒等 が果たすべき役割
- (8) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (9) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

(広報)

第15条 隊長が 職員及び生徒等 に対して事前に行う広報は次による。

- (1) 南海トラフ地震が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- (3) 正確な情報入手の方法
- (4) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (5) 各地域における避難対象地区及び急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (6) 各地域における避難所及び避難路に関する知識

別表第1



地震防災隊活動要領

担当区分	任務内容
地震防災隊長	1. 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせる 2. 南海トラフ地震が発生又は南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたことを各班長に伝達するとともに当該施設内にその旨及び必要な措置について周知する。 3. 避難誘導班に <u>生徒等</u> の避難誘導にあたらせる。 4. <u>生徒等</u> を <u>グラウンド又は大アリーナ</u> に集合させ避難させる。 5. 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせる。
地震防災副隊長	隊長を補佐し、隊長に事故のあるとき、又は不在のときは、その職務を代理する。
情報収集連絡班	1. 隊長の指示に基づき、直ちに地震及び津波に関する情報の収集に努め、随時、隊長に報告する。 2. 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を次号に定める手段を用い、 <u>生徒等</u> に伝えること。 3. あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた <u>生徒等</u> に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。
避難誘導班	1. 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに目立つ位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図等の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を隊長へ報告すること。 2. 隊長からの避難誘導開始の指示を受けたときは、 <u>生徒等</u> の避難誘導すること。

	<p>3 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。</p> <p>4 <u>生徒等</u> の避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。</p>
--	---